

芦屋市子ども・子育て支援事業計画

(芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画)

【中間まとめ】

芦 屋 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の策定体制	4
4 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 子どもの人口の現状・課題	8
2 教育・保育施設の現状・課題	16
3 主な地域の子育て支援の現状	23

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	35
2 基本的な視点	36
3 基本目標	37
4 計画の体系	38

第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策

基本目標1 家庭における子育てへの支援	39
基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	51
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	54
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	60

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	66
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方	68
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	69
4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	71
5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	82

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推計においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと予測しています。

また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化や晩婚化・晩産化の傾向にあり、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が少子化の進行に影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年3月に、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたくても希望する保育所に入所できず、多くの待機児童が発生し、その解消が喫緊の課題となっていることや、仕事と子育ての両立できる環境が十分でないなど、多くの課題が生じています。

こうした課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められる中で、国においては、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年8月に成立しました。「子ども・子育て支援新制度」では①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

そこで、本市では、新たな法制度の下で幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉を踏まえながら、平成27年度から31年度の5年間を計画期間とした、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

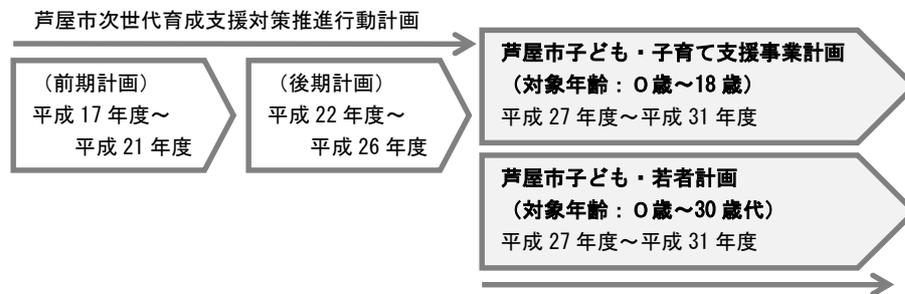
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

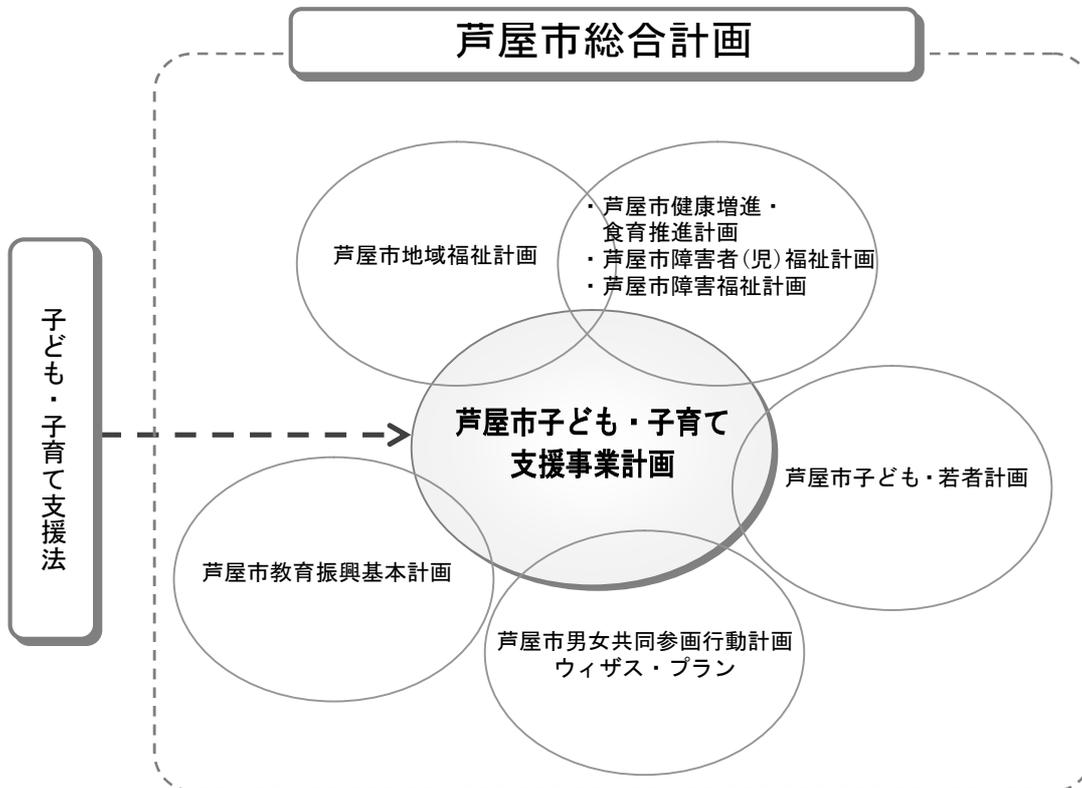
本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。

また、次世代育成支援対策推進行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、その考えや取り組みを踏襲して子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

次世代育成支援対策推進行動計画との関係



他計画との関係



(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成 27 年度から5年間を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

【参考】他計画の計画期間

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度										
第3次芦屋市総合計画(初年度 H13 年度)																								
				見直し	第4次芦屋市総合計画(最終年度 H32 年度)																			
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<前期>									見直し	芦屋市子ども・子育て支援事業計画 (芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画)														
					芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>					芦屋市子ども・若者計画														
					第2次芦屋市地域福祉計画					次期計画														
					芦屋市健康増進・食育推進計画					第2次芦屋市健康増進・食育推進計画					次期計画									
					芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画					芦屋市障害者(児)福祉計画 第6次中期計画														
					芦屋市第2期障害福祉計画					芦屋市第3期障害福祉計画					芦屋市第4期障害福祉計画					次期計画				
										芦屋市教育振興基本計画					次期計画									
										第3次芦屋市男女共同参画 行動計画(ウィザズ・プラン)					次期計画									

3 計画の策定体制

(1) 「芦屋市子ども・子育て会議」の開催

子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

また、子ども・子育て会議の中に、専門部会として「基準検討部会」「子ども・子育て支援事業部会」を設置し、新制度における事業の認可基準や地域子ども・子育て支援事業の実施等について、具体的な検討を行い、計画策定に関する意見、提言をいただきました。

(2) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

①調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から2,250人、小学生児童（1～6年生）の保護者から1,250人、合計3,500人を無作為に抽出して実施しました。

②調査期間・方法

平成25年10月7日～平成25年11月11日

※回答期限については、当初期限10月31日から延長しました。

③回収状況

対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,250 通	1,359 通	60.4%
小学生児童の保護者	1,250 通	653 通	52.2%
合計	3,500 通	2,012 通	57.5%

(3) その他意見の聴取等

① 「子育て支援に関するアンケート調査」を実施するにあたり、市内の各幼稚園や保育所において、新制度の説明会を実施しました。

② 平成26年7月26日に「子ども・子育て支援新制度シンポジウム」を開催し、内閣府職員による基調講演やパネルディスカッションを通して、新制度の周知に努めるとともに、本市の今後の子育て支援の在り方について意見をいただきました。

4 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価

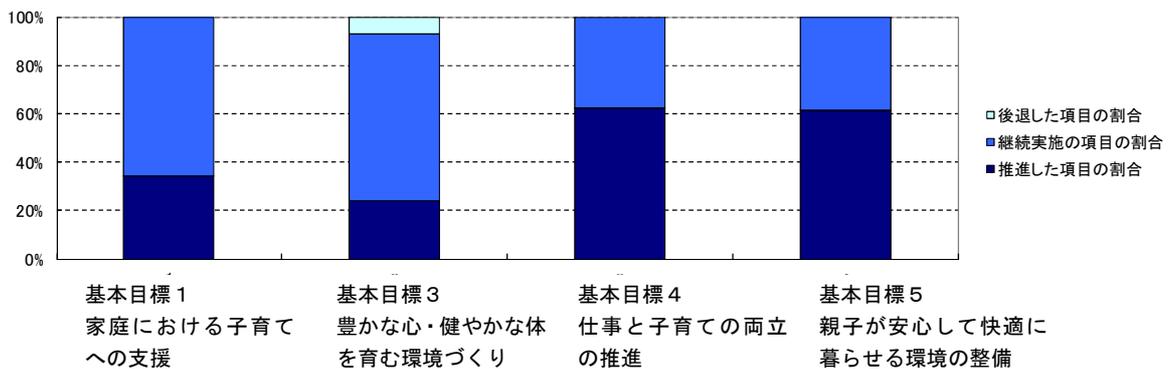
本計画を策定するにあたり、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するために取り組んできた芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価を行うことで、その考え方や取り組みを踏襲し、今後の子ども・子育て支援を総合的に推進します。

(1) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価・まとめ

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉では、5つの基本目標、21施策、322事業を推進してきました。この中には、国が指定する特定事業と本市が重点的に取り組むべき重点事業があります。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉検証・総括でみると、次のとおりです。

基本目標別達成度



- ・基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」については芦屋市健康増進・食育推進計画に包括
- ・基本目標3のうち、「障害児施策の充実」については芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画、芦屋市第2期障害福祉計画に包括

※【評価点数基準】 5：とてもよくできている（大いに前進） 4：そこそこできている（少し前進）
 3：ふつう（以前と同じように継続実施） 2：あまりできていない（少し後退）
 1：ほとんどできていない（大いに後退）

上記評価点数基準に基づき、1・2：「後退した項目」、3：「継続実施の項目」、4・5：「推進した項目」として、項目数で構成割合を表示。また、基本目標別にすべての点数を加算し、項目数で平均点数を算出する。

基本目標1：「家庭における子育てへの支援」 (3.41点/5点満点)

- 方向性 (1) 多様な子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり
 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 (4) 子育て家庭への経済的支援

著しく推進したという項目はありませんが、全体として支援体制は緩やかに前進しました。事業等の周知方法にまだ検討の余地はあるものの、多様な形で周知・啓発活動を展開しており、一定の推進は評価できます。

利用しにくい事業や利用頻度が低い事業について、個々の点検を行い、いかに地域と連携し子育て支援を推進していくのが今後の検討課題です。

基本目標3：「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」 (3.14点/5点満点)

- 方向性 (1) 次代の親の育成 (2) 家庭の教育力の向上
(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進
(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進
(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

相談事業、啓発、学習機会や居場所の確保等、推進できたかどうかの評価・検証が難しい内容が多く、他の基本目標と比較すると、評価点数と進捗率のどちらも低いという結果になっています。

今後も地域の中での公共施設等の活用を図り、関係団体との連携を深め、地域活動を通して、居場所づくりを推進し、多様化するニーズに対応していくことが求められています。

また、今のまま継続することで成果が期待できる事業か、見直しが必要な事業かどうかを検討し、支援体制の強化に努める必要があります。

基本目標4：「仕事と子育ての両立の推進」 (3.75点/5点満点)

- 方向性 (1) 保育サービス等の推進 (2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

全体的に前進している事業が多く見られます。

本市独自に設定した重点事業の一つ「保育サービス等の充実」が該当しており、一定の成果が得られています。しかし、事業の充実がさらなるニーズを呼び込んでいることも否めず、通常保育事業における待機児童の解消等、本計画で引き続き対策を図っていく課題を残しています。

基本目標5：「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」 (3.77点/5点満点)

- 方向性 (1) 良好な居住環境の確保 (2) 子どもにやさしい環境の整備
(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

平均評価点数が示すとおり、推進して充実している事業が多く見られます。

良好な居住環境の確保や、子どもにやさしい環境の整備、犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備等、この数年間において、行政、地域ともに力を注いできた施策とも言え、建設部局との継続した事業への取り組みが必要とされています。

環境の整備については今後も地域、関係機関との連携を充実させ、子育て世帯にとって安全安心な体制づくりに努める必要があります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に定められている事業と芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>の特定事業・重点事業の関連

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>で推進してきた重点事業、国が指定した特定事業は本計画に引き継がれます。

No	子ども・子育て支援事業計画に定められている事業	関連個別計画※1	特定／重点※2	芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>					
				事業No※3	事業名	策定時実績 (平成21年度実績)	平成24年度実績	平成26年度目標	
1	教育・保育	次世代	特定・重点	212	通常保育事業	定員756人/日・11か所	定員846人/日・13か所	定員936人/日・13か所	
2	時間外保育事業	次世代	特定・重点	214	延長保育事業	定員125人/日・11か所	定員155人/日・13か所	定員155人/日・13か所	
3	放課後児童健全育成事業	次世代	特定・重点	222	放課後児童健全育成事業 (放課後子どもプラン (クラブ型))	8か所10教室	8か所10教室 利用時間の延長	8か所10教室: 利用時間の延長	
4	子育て短期支援事業	次世代	特定	3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	6か所 (市内は1か所)	6か所 (市内は1か所)	7か所 (市内は1か所)	
5	地域子育て支援拠点事業	次世代	特定	44	つどいの広場事業	ひろば型	1か所	1か所	1か所
					「むくむく」 (地域子育て支援拠点事業)	センター型	0か所	1か所	1か所
6	一時預かり事業	次世代	特定・重点	5	一時預かり(一時保育)事業	4か所	5か所	6か所	
7	病児保育事業	次世代	特定・重点	216	病児・病後児保育事業	未実施	病後児: 定員3人/日・1か所	病後児: 定員3人/日・1か所	
8	子育て援助活動支援事業	次世代	特定・重点	2	ファミリー・サポート・センター事業	1か所:病後児預かりの試行実施	1か所:病後児預かりの試行実施	1か所:病後児預かりの本格実施	
9	妊婦健康診査	健康							
10	乳児家庭全戸訪問事業	健康							
11	養育支援訪問事業	次世代	重点	4	育児支援家庭訪問事業	実施	継続	継続	
12	その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	次世代		73	要保護児童対策地域協議会	実施 (年5回)	充実 (年5回, 個別ケース 検討会議57回)	継続	

※1 関連計画は、次世代：芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>、健康：芦屋市健康増進・食育推進計画を示しています。

※2 特定/重点は、特定：国が指定する特定事業、重点：本市が重点的に取り組むべき重点事業を示しています。

※3 事業No.は、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における個別事業番号です。

* 「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については新規事業です。

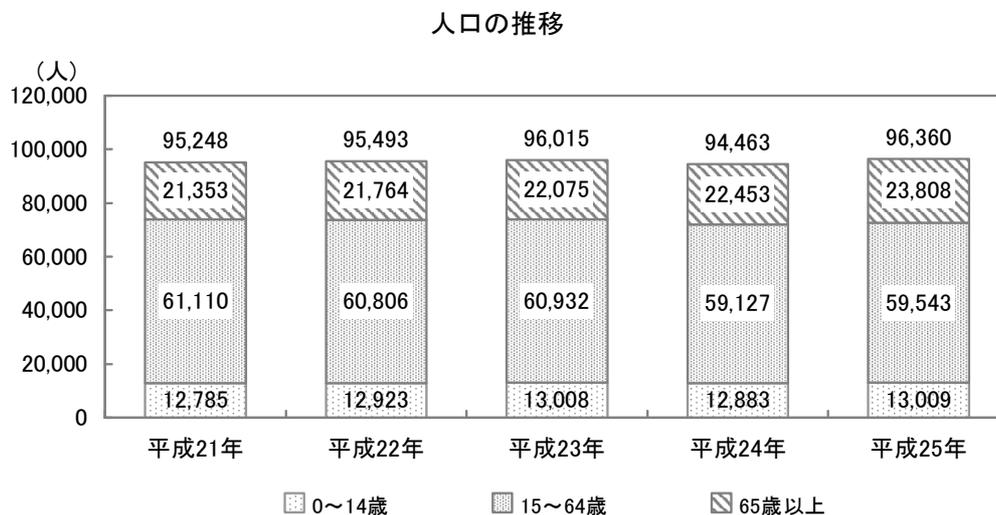
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 子どもの人口の現状・課題

(1) 人口の推移

① 芦屋市における人口の推移

人口は、平成 24 年に一旦減少したものの、年々増加傾向となっており、平成 25 年は 96,360 人です。そのうち、0～14 歳の年少人口は、直近 5 年で 13,000 人前後と横ばいで推移しており、人口の約 13%を占めています。

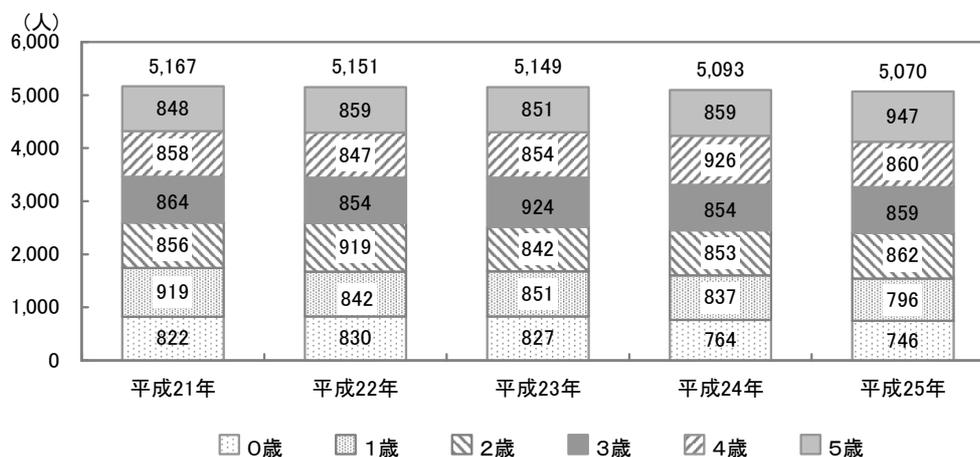


資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数は年々減少しており、平成25年には5,070人となっています。年齢別で見ると、0歳と1歳が減少傾向にあるのに対し、5歳は増加傾向にあります。

年齢別就学前児童数の推移

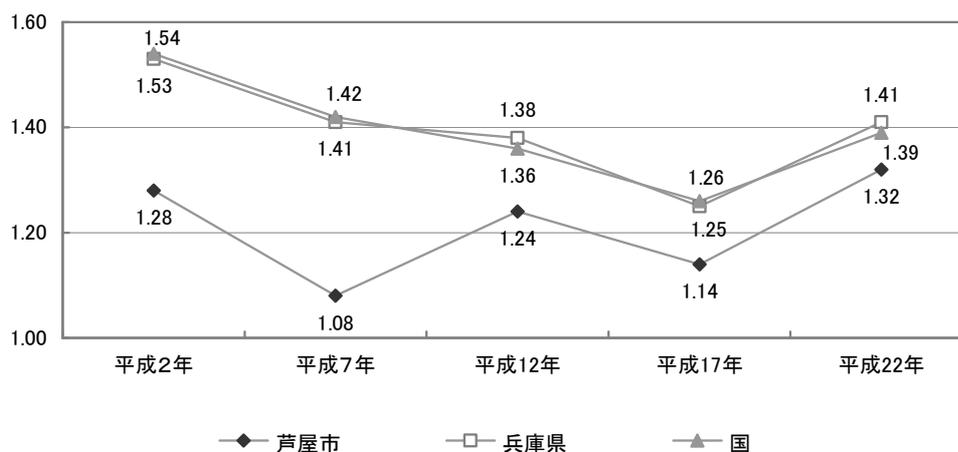


資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年4月1日現在）

③ 芦屋市・兵庫県・国における合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率は、全国や兵庫県の水準を下回って推移していますが、年々国や県の水準に近づいており、平成22年には約0.1ポイントの差となっています。

合計特殊出生率の推移



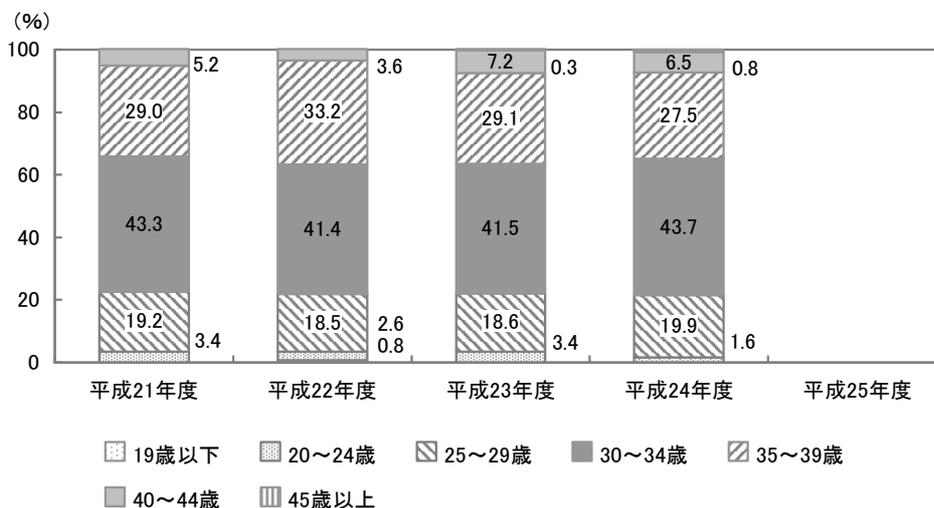
資料：兵庫県保健統計年報（各年10月1日現在）

④ 母親の年齢別出生割合の比較

母親の年齢別出生割合をみると、30～34歳が約4割を占めています。

(※25年度実績値は、公表された後に加筆します。)

母親の年齢別出生割合の比較

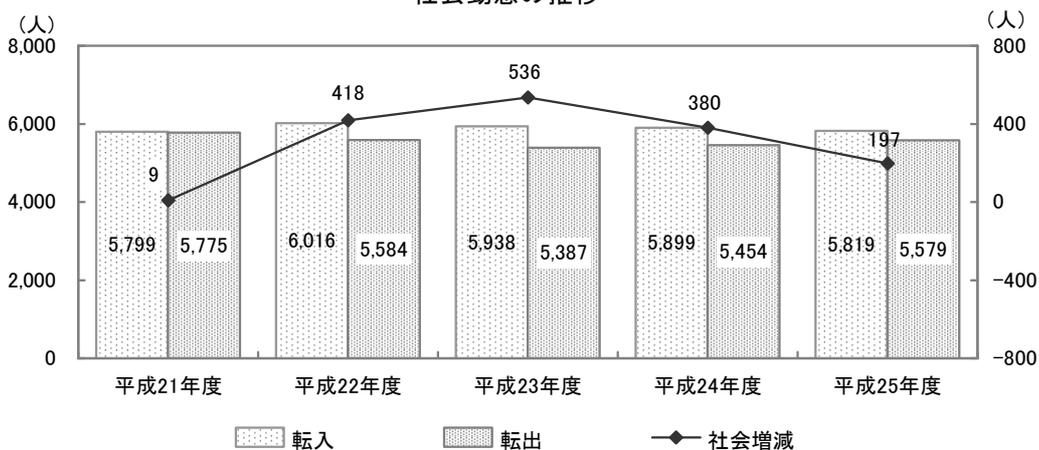


資料：兵庫県保健統計年報

⑤ 社会動態

社会動態をみると、直近5年では転入人口が転出人口を上回っており、平成25年度では197人の社会増となっています。

社会動態の推移



資料：文書統計課（各年3月末現在）

(2) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

未婚率をみると、男女ともに晩婚化が進んでいることがわかります。特に、30～39歳の男性を除き、未婚率は国と兵庫県の水準より高くなっています。

未婚率の推移

単位：％

	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成7年	95.3	93.6	71.8	58.7	35.2	25.5	15.6	14.4
平成12年	95.8	92.8	68.1	59.5	36.8	31.0	19.7	18.7
平成17年	96.8	94.8	73.8	66.6	38.3	33.7	20.3	21.3
平成22年	97.6	95.5	73.1	68.4	40.1	35.3	24.9	24.7

未婚率（平成22年）の全国・兵庫県との比較

単位：％

	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
芦屋市	97.6	95.5	73.1	68.4	40.1	35.3	24.9	24.7
兵庫県	91.8	89.2	68.9	60.7	43.8	34.6	31.7	22.5
全国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7

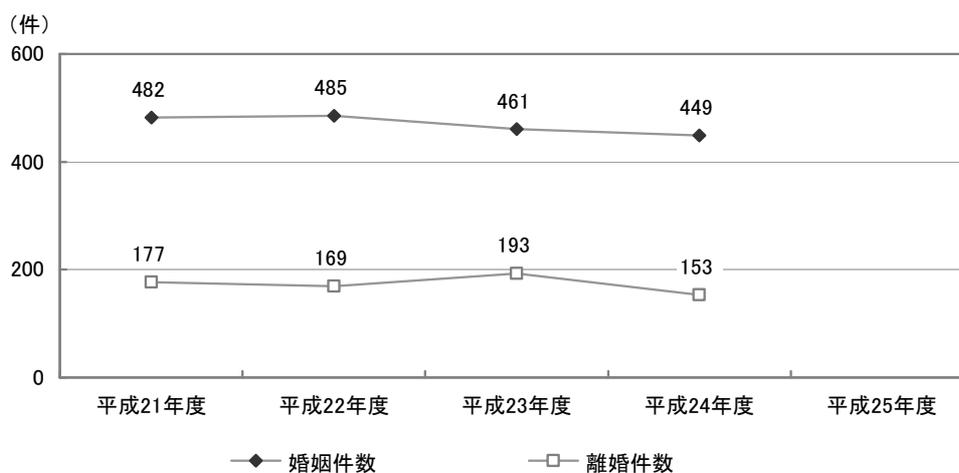
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 婚姻・離婚届の推移

婚姻件数は年々減少傾向にあり、平成25年度には●●件と、平成21年度に比べて●●件少なくなっています。

（※25年度実績値は、公表された後に加筆します。）

婚姻・離婚届の推移



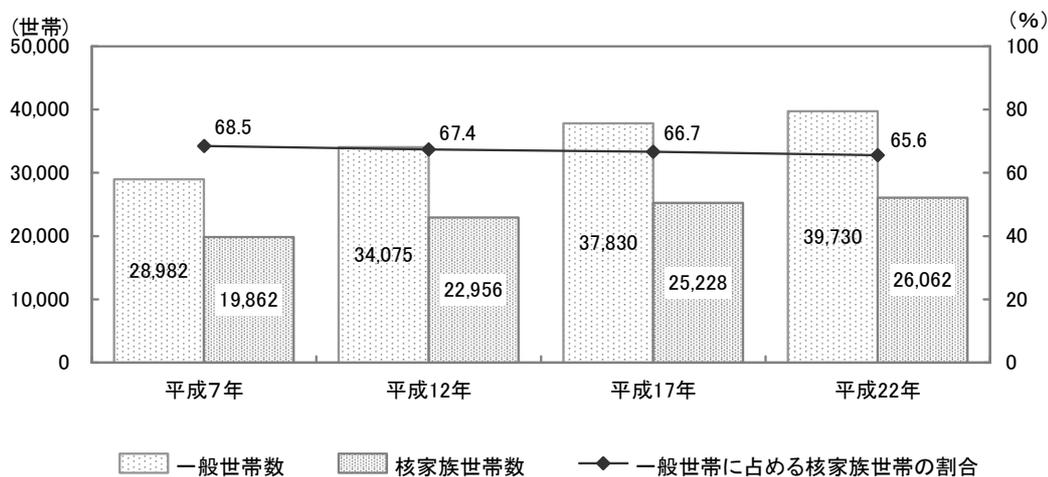
資料：兵庫県保健統計年報

(3) 世帯の推移

① 核家族世帯数等の推移

転入人口の増加に伴う世帯数の増加が想定され、核家族世帯数についても年々増加しています。

核家族世帯数等の推移

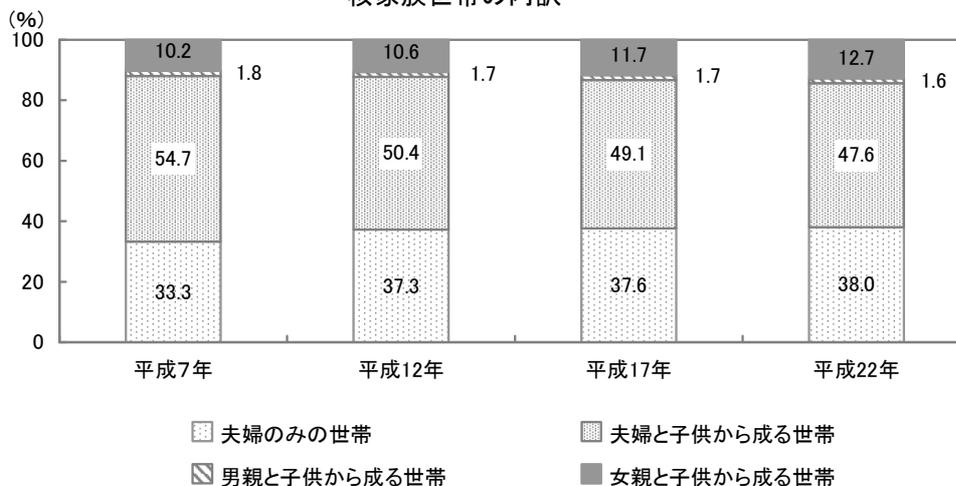


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯の割合が年々高くなっており、少子高齢化により子どものない世帯の増加が想定されます。

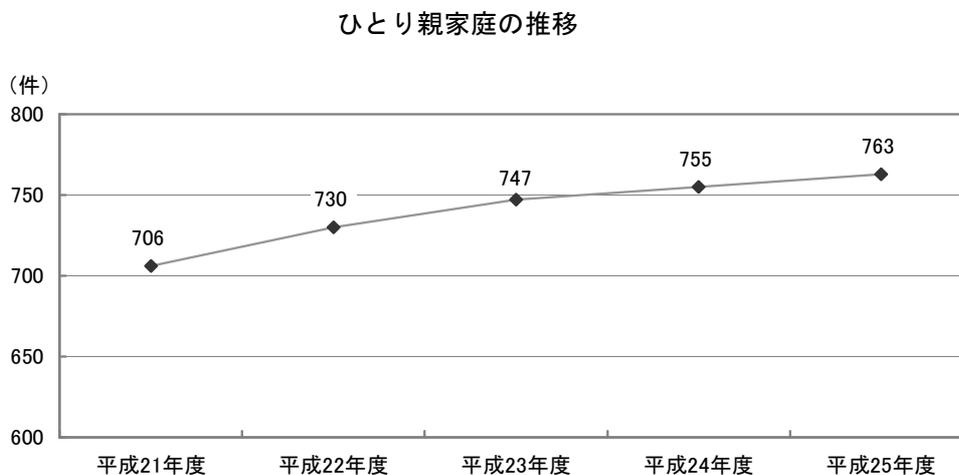
核家族世帯の内訳



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の推移をみると、年々増加しており、平成25年度には763世帯となっていることから、今後も引き続きひとり親家庭の増加が予想されます。



※平成21年度までは母子世帯の数，平成22年度以降は母子世帯と父子世帯の合計

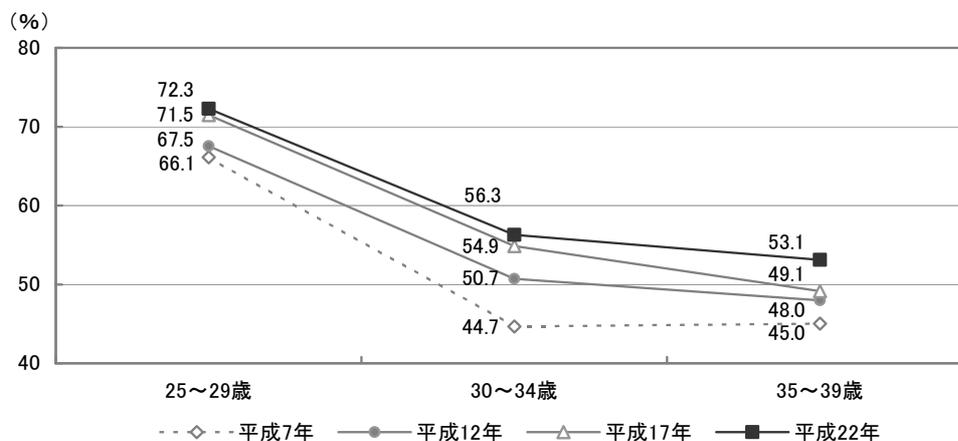
資料：事務報告書（各年度3月末現在）

(4) 就労状況

① 女性の労働力率の推移

女性の労働力率は、どの世代も年々上昇しているものの、一般的に結婚や出産、育児の時期が集中すると思われる20歳代後半から30歳代前半にかけて落ち込んでおり、その傾きに大きな変化はみられません。

労働力率の推移（女性、25～39歳抜粋）



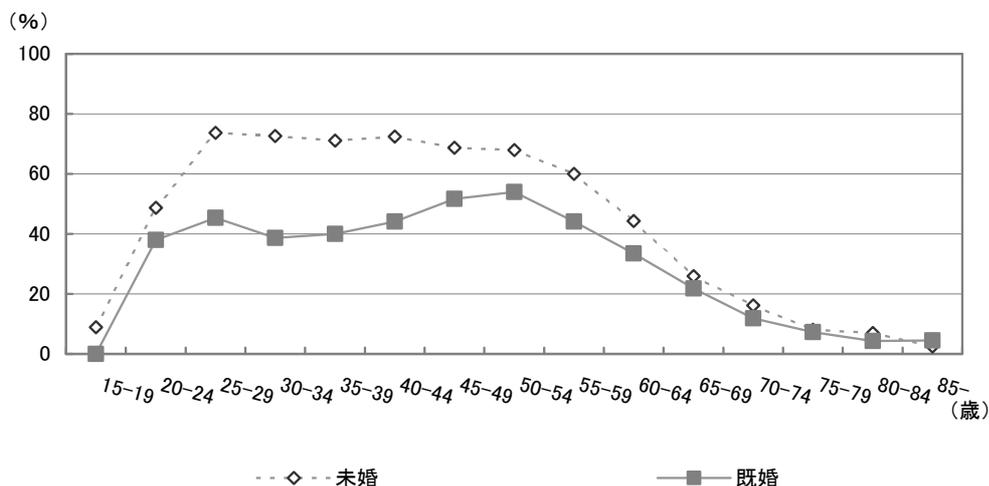
※労働力率 = 15歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の未婚・有配偶者別労働力率

女性の労働力率を未婚・有配偶者別にみると、出産・育児期にあたる25～44歳で大きく違いがみられ、30ポイント程度の差が開いています。

女性の未婚・有配偶者別労働力率

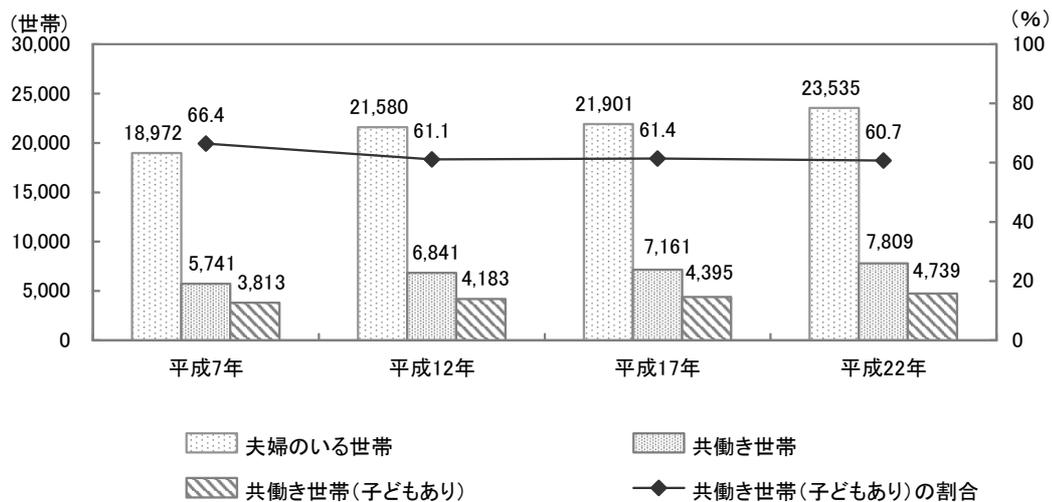


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 共働き世帯の状況

共働き世帯は年々増加しており、子どもがいる共働き世帯は平成22年で4,739世帯あり、平成7年から約1.2倍に増加しています。

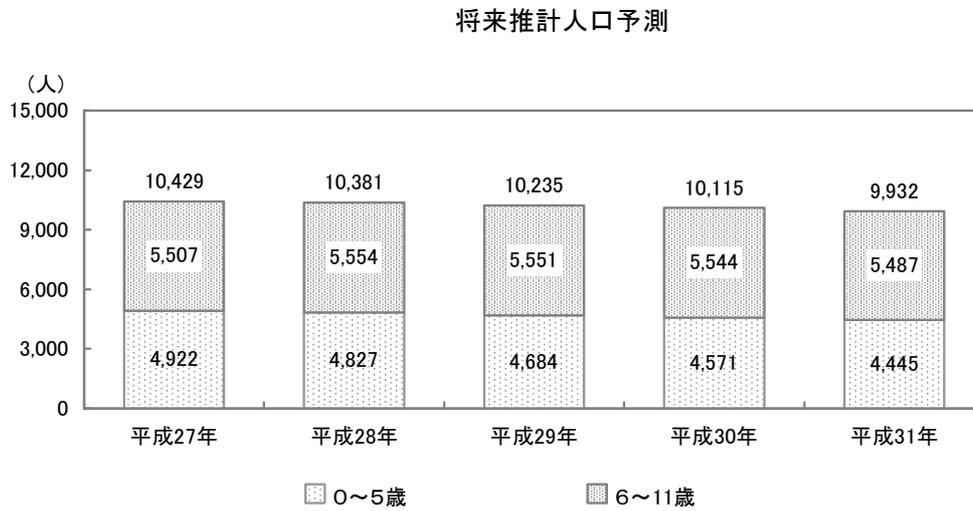
共働き世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ 将来推計人口予測

0～11歳までの将来推計人口は、年々減少傾向で、平成31年には9,932人となっており、平成27年に対して、約5%減少となっています。



資料：芦屋市人口推計報告（各年4月1日現在）

2 教育・保育施設の現状・課題

① 幼稚園

市立幼稚園が9園，私立幼稚園が4園あります。

	施設名	所在地	保育時間		預かり保育	定員
			開始	終了		
市立	精道幼稚園	川西町11-10	8:50	弁当日(週3日) 14:30 弁当日以外 11:50	通常保育後～16:30 三季休業中 9:00～16:30	175
	宮川幼稚園	浜町1-20				210
	岩園幼稚園	岩園町24-3				140
	小槌幼稚園	打出小槌町15-7				175
	朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町10-3				210
	西山幼稚園	西山町22-15				140
	伊勢幼稚園	伊勢町13-14				210
	潮見幼稚園	潮見町1-3				175
	浜風幼稚園	浜風町1-2				175
私立	芦屋大学附属幼稚園	六麓荘町16-3	8:30	月～金 13:30 4月及び行事により11:30	13:30～17:30 夏期預かり保育あり	170
	愛光幼稚園	公光町2-10	8:30	月 11:30 火～金 14:00 第3日曜 10:00	7:30～8:30 通常保育後～18:00 長期休業中 7:30～18:00	100
	芦屋甲陽幼稚園	大原町20-6	9:00	月・金 11:45 火～木 14:00 日 10:15	月～金 通常保育後～17:00	80
	芦屋みどり幼稚園	翠ヶ丘町9-5	8:30	月・木 12:15 火・水・金 14:30	火・水 通常保育後～16:30	160

② 保育所

市立保育所が6か所、私立保育園が9か所あります。

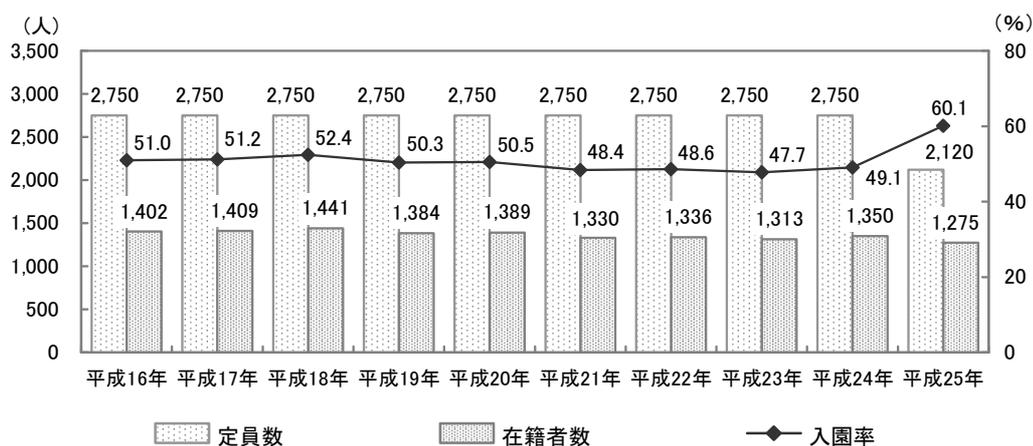
	施設名	所在地	保育時間		延長保育	一時預かり	定員		
			開始	終了					
市立	精道保育所	精道町9-16	7:30	18:00	18:00~19:00		90		
	打出保育所	宮川町4-10					90		
	大東保育所	新浜町8-1					60		
	岩園保育所	岩園町2-18					60		
	緑保育所	緑町2-4					80		
	新浜保育所	新浜町1-1					100		
私立	さくら保育園	大柵町2-15			7:30	18:00	18:00~19:00	実施	45
	芦屋こぼと保育園	若宮町3-17						実施	30
	あゆみ保育園	東山町30-3							21
	浜風夢保育園	浜風町1-1					7:00~7:30 & 18:00~20:00	実施	60
	山手夢保育園	東芦屋町6-10						実施	120
	夢咲保育園(22年度開園)	春日町21-8					18:00~20:00	実施	60
	蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー (24年度開園)	東芦屋町6-22					18:00~19:00		30
	蓮美幼児学園 芦屋山手ナーサリー (25年度開園)	山手町11-8		78					
	芦屋こぼとぽっぽ保育園 (26年度開園)	若宮町3-18		71					

(1) 幼稚園のまとめ

① 幼稚園の定員数と在籍者数

幼稚園の在籍者数は、ゆるやかに減少傾向にあります。なお、平成25年度の定員数の減少は、預かり保育の部屋数の増加により、定数を変更したものです。

幼稚園の定員数と在籍者数の推移

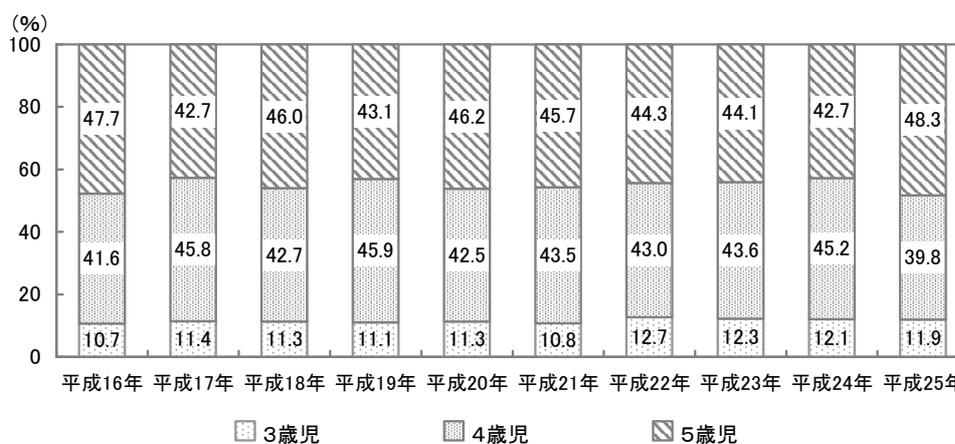


※入園率：在籍者数/定員数
資料：管理課（各年5月1日現在）

② 年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合は、平成16年以降ほぼ横ばいで、3歳児が1割程度となっており、4歳児と5歳児が同程度の割合で推移しています。

年齢別幼稚園の在籍割合の推移

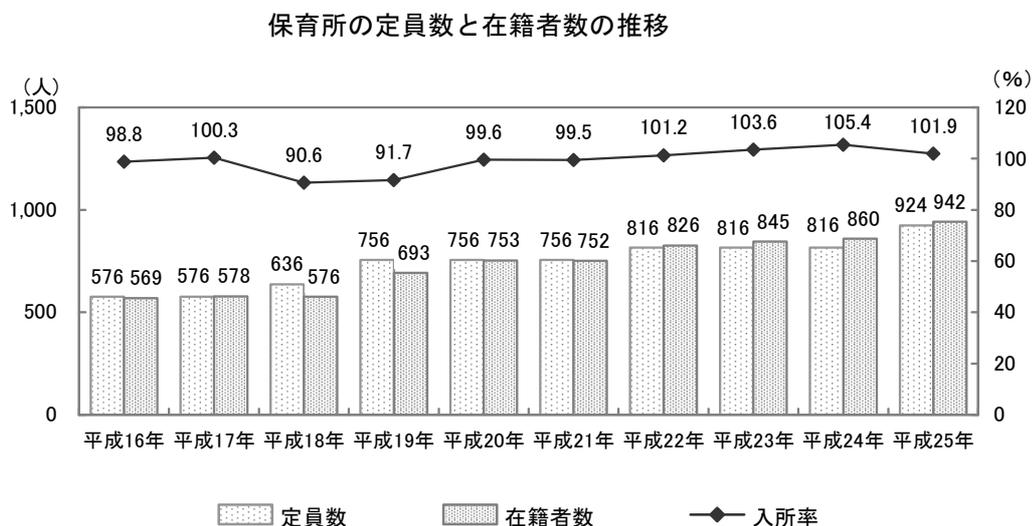


※在籍割合：幼稚園の年齢別の在籍者数/幼稚園の在籍者総数
資料：管理課（各年5月1日現在）

(2) 保育所のまとめ

① 保育所の定員数と在籍者数

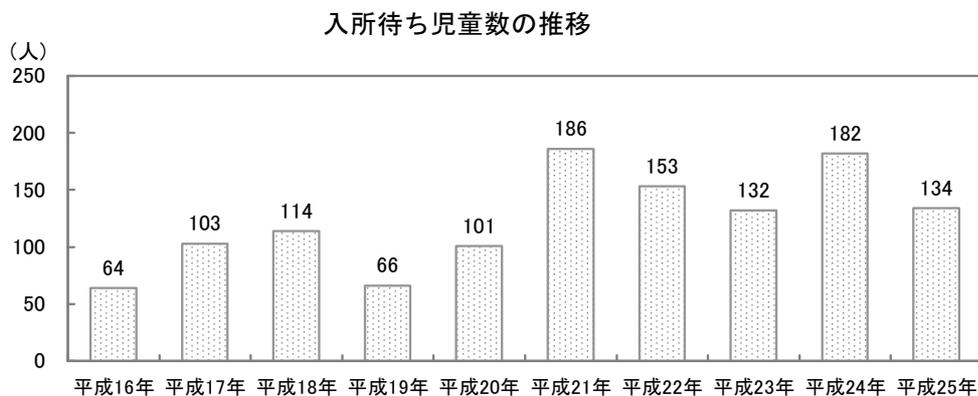
保育所の定員枠を増やしてきているものの在籍者も増加しており、平成22年以降在籍割合は100%を超えています。



※入所率：在籍者数/定員数
資料：保育課（各年4月1日現在）

② 入所待ち児童数の推移

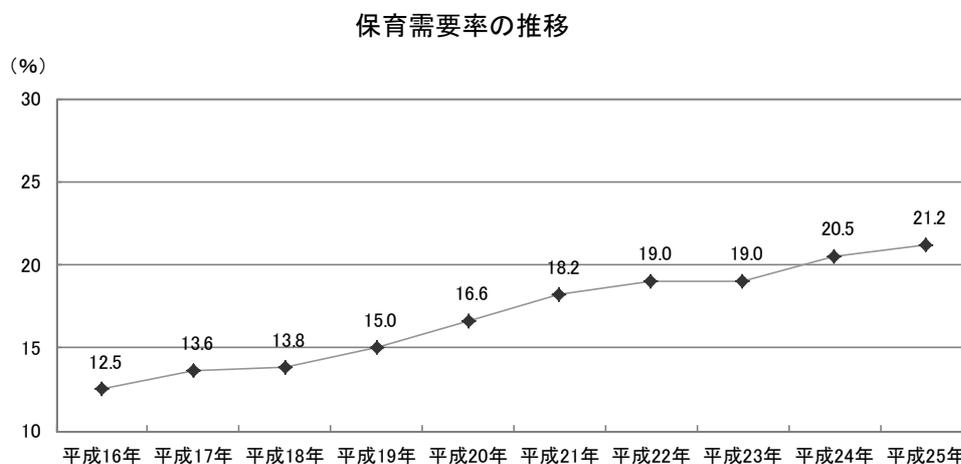
年度はじめの入所待ち児童は平成16年以降、常に生じており、平成25年では134人となっています。



資料：保育課（各年4月1日現在）

③ 保育需要率の推移

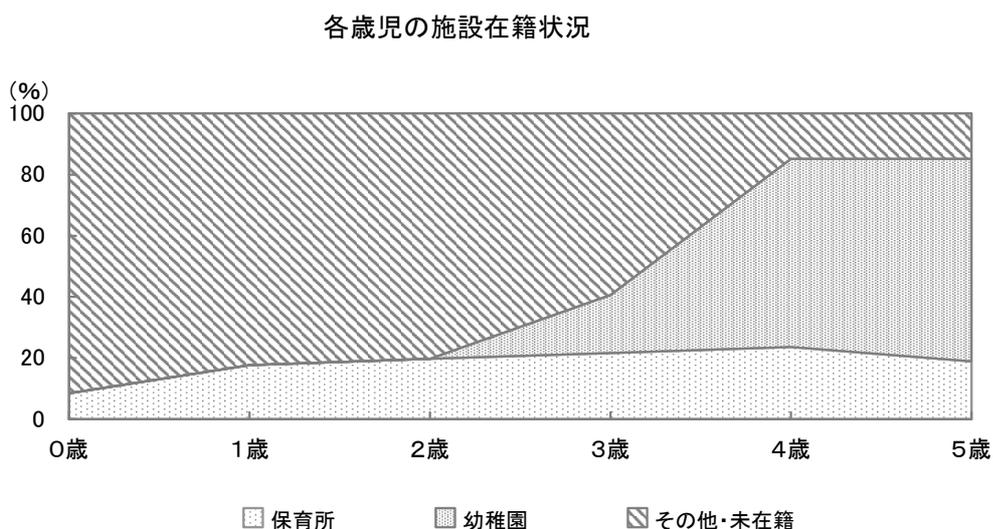
就学前児童数に対する要保育児童数の割合を示した保育需要率は、平成16年以降、年々増加しています。



資料：保育課（各年4月1日現在）

(3) 各歳児の施設在籍状況

保育所は、各年齢とも2割程度を占めています。一方で、幼稚園については、2歳から徐々に増え、4・5歳児では、6～7割程度を占めています。



資料：保育課・管理課（平成25年4月現在）

(4) グループ型家庭的保育事業（本市独自事業）

平成 25 年度から、入所待ち児童の大部分を占める 1・2 歳児の受け入れを進めるため、グループ型家庭的保育事業を始めています。

施設名	所在地	受入時間		時間外 の有無	休日 保育	時間 預かり	乳児の 受入	定員
		開始	終了					
ポピンズ家庭的保育室 芦屋	楠町 8-16 ハynes山下 1F	7:30	18:00	無	無	無	有	15
蓮美幼児学園 芦屋竹園プリメール	竹園町6-3			無	無	無	有	15

資料：保育課（平成 26 年 3 月末現在）

(5) 認可外保育所のまとめ

兵庫県に届出をしている認可外保育所が16施設あります。

施設名	所在地	受入時間		時間外の有無	休日保育	時間預かり	乳児の受入	定員
		開始	終了					
夢希望チャイルドパークあしやえん	西山町13-3 芦屋ビル 1F,2F	7:30	19:00	有	無	有	有	63
芦屋キッズアカデミー	船戸町12-12	8:00	17:00	有	無	有	有	28
アシヤキンダーハウス	山芦屋町24-13	9:00	17:00	有	無	有	無	60
幼児教室ももたろう	川西町4-22-201	9:30	14:00	有	無	無	無	67
キンダーキッズ インターナショナル スクール芦屋校	楠町11-24	7:45	18:15	有	無	無	無	115
あおぞら幼児教室	前田町3-6	9:40	14:30	有	無	無	無	26
キッズランド きらきら	打出町1-6, 2F	9:00	18:00	有	無	有	無	18
芦屋キンダーガルデン STEPS	松ノ内町1-10	10:00	16:00	有	無	無	無	60
エムアイピースオアシヤ	陽光町4-1	8:30	17:00	無	無	有	無	30
モンテッソーリ幼児教室 「芦屋こどもの家」	東芦屋町5-3	9:00	17:00	無	無	有	有	28
ぴーすらんど	公光町7-12	9:00	18:00	無	有	有	有	26
JR芦屋キッズルーム	船戸町1-32	7:30	21:00	無	有	有	有	40
キッズライフスキル	業平町7-27	9:00	19:00	有	無	有	無	19
茶屋保育園	茶屋之町5-15	9:00	18:00	有	無	有	有	79
チャイルドルーム こどもの森芦屋	大原町28-1 パルティ芦屋2F	7:00	20:00	無	無	有	有	27
HANA保育園	朝日ヶ丘町24-7	8:00	18:00	無	無	無	有	20

資料：こども政策課（平成26年3月末現在）

3 主な地域の子育て支援の現状

① 時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

ア 施設一覧

施設名	
精道保育所	さくら保育園
打出保育所	芦屋こぼと保育園
大東保育所	あゆみ保育園
岩園保育所	浜風夢保育園
緑保育所	山手夢保育園
新浜保育所	夢咲保育園(22年度開園)
	蓮美幼児学園芦屋川ナーサリー(24年度開園)
	蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリー(25年度開園)

イ 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	11	12	12	13	14

ウ 利用状況

単位：人，日

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	2,815	2,999	2,786	3,305	3,786
延べ日数	24,362	25,702	24,408	28,732	33,440

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学1～3年生の健全育成を図るため、受け入れを実施しています。

ア 学級数

単位：学級

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
学級数	10	10	10	10	11

イ 利用状況

単位：人

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児童数	360	345	371	405	423
月初登録児童数	339	323	353.7	394.9	369
土曜利用者数	59	58	73.1	71.9	65
延長利用者数		24	67.6	94.6	99

※月初登録児童数，土曜利用者数，延長利用者数は月平均児童数

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

ウ 学級別利用状況

単位：人

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	学級再編 状況	
ひまわり ひかり (精道)	月初登録児童数	40	42	31.5	32.9	52	ひまわり	
	土曜利用者数	6	7	6.6	5.9	8		
	延長利用者数	-	3	5.9	9.4	19		
ひまわり つばさ (精道)	月初登録児童数	26	23	29.8	23.3			
	土曜利用者数	1	2	1.4	3.0			
	延長利用者数	-	1	4.4	7.0			
なかよし さくら (宮川)	月初登録児童数	26	26	33.6	29.1	22		
	土曜利用者数	9	8	11.5	10.8	4		
	延長利用者数	-	5	9.2	7.3	5		
なかよし ひつじ (宮川)	月初登録児童数	34	36	29.5	37.4	33		
	土曜利用者数	7	5	5.4	7.4	7		
	延長利用者数	-	2	2.5	6.6	11		
わんぱく (山手)	月初登録児童数	41	37	35.8	46.4	41		
	土曜利用者数	7	4	6.8	5.6	7		
	延長利用者数	-	4	7.9	9.5	8		
すぎのこ (岩園)	月初登録児童数	37	32	36.6	50.5	57		
	土曜利用者数	12	7	7.1	8.4	9		
	延長利用者数	-	5	8.3	12.6	12		
やまのこ (朝日ヶ丘)	月初登録児童数	33	24	31.4	32.7	28		
	土曜利用者数	4	5	3.1	1.5	0		
	延長利用者数	-	-	8.2	9.0	7		
しおかぜ (潮見)	月初登録児童数	40	34	39.0	48.9	32	しおかぜ くじら	
	土曜利用者数	10	8	8.1	8.0	3		
	延長利用者数	-	5	9.3	10.5	6		
はまゆう (打出浜)							35	しおかぜ いるか
							5	
							8	
	はまゆう (打出浜)	月初登録児童数	34	35	43.6	49.9	35	はまゆう かもめ
		土曜利用者数	3	9	15.6	10.5	9	
		延長利用者数	-	-	8.5	14.3	13	
らいおん (浜風)							31	はまゆう なぎさ
							9	
							13	
計	児童数	360	345	371	405	423		
	月初登録児童数	339	323	353.7	394.9	398		
	土曜利用者数	59	58	73.1	71.9	70		
	延長利用者数	-	24	67.6	94.6	109		

※月平均児童数

資料：事務報告書

③ 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

ア 施設一覧

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	子供の家	尼崎市若王寺
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂
児童養護施設	小松のぞみの家	西宮市小松西町
児童養護施設	神愛子供ホーム(25年度から)	神戸市東灘区住吉山手
児童養護施設	愛神愛隣舎(25年度から)	神戸市灘区泉通
児童養護施設	双葉学園(25年度から)	神戸市灘区鶴甲
児童養護施設	神戸真生塾(25年度から)	神戸市中央区中山手通
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野
乳児院	真生乳児院(25年度から)	神戸市中央区中山手通
乳児院	御影乳児院(25年度から)	神戸市東灘区御影町
知的障がい児施設(※)	三田谷学園	芦屋市楠町

(平成26年3月末現在)

※知的障がい児施設については子育て短期支援事業の補助対象施設ではないため、イ及びウには含まれません。

イ 施設数

単位：施設

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	6	6	6	6	12

ウ 利用状況

単位：日，人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用日数	0	12	14	17	47
利用者数	0	2	3	4	7

資料：こども課（各年度3月末現在）

④ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」）

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行う窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供しています。「むくむく」は、子育てセンターの中にあり、子育て支援の拠点となっています。出張ひろばとして「ぷくぷく」「もこもこ」を実施し、子育ての輪を広げています。

ア 施設一覧

施設名	場所
むくむく	子育てセンター
ぷくぷく(23年度から)	ウィザスあしや
もこもこ(25年度から)	上宮川文化センター

イ 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1	1	2	2	3

ウ 利用状況（むくむく）

単位：回，人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	239	242	242	239	243
延べ人数	6,912	20,925	24,331	25,139	25,179

※延べ人数は、保護者と子どもの合計数

エ 利用状況（ぷくぷく）

単位：回，人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数			75	89	40
延べ人数			3,334	5,052	1,588

※延べ人数は、保護者と子どもの合計数

オ 利用状況（もこもこ）

単位：回，人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数					49
延べ人数					1,734

※延べ人数は、保護者と子どもの合計数

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑤ 幼稚園における一時預かり事業（市立幼稚園預かり保育）

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、平成 25 年度より市立幼稚園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

ア 施設一覧

施設名	
精道幼稚園(25 年度実施)	宮川幼稚園(25 年度実施)
岩園幼稚園(25 年度実施)	小槌幼稚園
朝日ヶ丘幼稚園	西山幼稚園(25 年度実施)
伊勢幼稚園(25 年度実施)	潮見幼稚園
浜風幼稚園(25 年度実施)	

イ 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数			3	3	9

ウ 利用状況（延べ人数）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数			5,491	8,050	20,913

資料：管理課（各年度 3 月末現在）

⑥ 保育所における一時預かり事業（一時保育事業）

保護者の仕事，疾病，出産，冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を実施しています。

ア 施設一覧

施設名	
さくら保育園	山手夢保育園
芦屋こばと保育園	夢咲保育園(22年度開園)
浜風夢保育園	

イ 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	4	5	5	5	5

ウ 利用状況（延べ人数）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
非定型保育	5,478	5,792	6,273	5,130	4,337
緊急保育	1,113	1,869	1,438	1,229	940
合計	6,591	7,661	7,711	6,359	5,277

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

※非定型保育（保護者の仕事，職業訓練及び就学等により平均週3日を限定として継続的に家庭保育が困難になる就学前の子ども。）

※緊急保育（保護者の傷病，災害，事故，出産（産前1か月 産後1か月），看護，介護等の社会的にやむを得ない理由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる就学前の子ども。）

⑦ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの一つとして、平成 22 年 4 月から芦屋病院内において実施しています。また、病児保育も平成 25 年 7 月から実施しています。

ア 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数		1	1	1	1

イ 利用状況

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 日あたり定員		3	3	3	4
年間利用延べ人数		12	44	22	146
内訳	病後児	12	44	22	8
	病児				138

※平成 25 年度の定員は 7 月から、延べ人数は 3 月末現在
資料：保育課（各年度 3 月末現在）

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。

ア 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1	1	1	1	1

イ 会員数

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	821	871	906	598	693
提供会員	191	217	246	242	243
両方会員	86	88	94	85	84
合計	1,098	1,176	1,246	925	1,025

ウ 活動状況

単位：回

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	1,351	1,726	1,965	1,551	1,534
保育施設までの送迎	37	83	178	566	610
学童保育終了後の子どもの預かり	941	756	343	169	122
学校の放課後の子どもの預かり	454	386	255	179	222
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	10	15	5	10	8
買い物等外出の際の子どもの預かり	246	215	123	140	137
その他	1,659	1,294	1,464	1,853	2,163
合計	4,698	4,475	4,394	4,468	4,796

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑨ 妊婦健康診査（妊婦健康診査費助成事業）

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方・本市に転入された方を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用を14回分まで助成を行っています。平成25年度の増加は、受診券での助成を開始したことにより、重複の人数を含むためです。

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成者数	873	767	855	803	1,504

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。

単位：件

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	643	812	741	731	736
うち新生児訪問件数	62	51	47	14	11

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑪ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業で判明した支援の必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業を実施し、保健師やヘルパーが訪問します。その事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

単位：件

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
世帯	2	3	1	1	1
回数	3	15	1	15	7

資料：こども課（各年度3月末現在）

⑫ その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業

子どもの虐待，非行等保護を要する子どもや出産前から子どもの養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について，関係機関が連携して組織的に対応し，当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図っています。

ア 要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議 実施状況

単位：件，回

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
検討件数	26	48	43	29	22
開催回数	36	42	59	57	47

イ 家庭児童相談室の相談状況

単位：件

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養 護	児童虐待相談	92	62	78	80	100
	その他の相談	52	78	79	70	125
保健相談		0	5	2	3	0
障 害	肢体不自由相談	1	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	1
	言語発達障害等相談	3	8	2	0	3
	重症心身障害相談	0	0	0	1	2
	知的障害相談	4	1	2	1	8
	自閉症等相談	10	10	6	6	8
非 行	ぐ犯行為等相談	8	6	8	3	7
	触法行為等相談	0	2	3	4	1
育 成	性格行動相談	56	48	37	43	38
	不登校相談	24	18	16	23	18
	適性相談	0	0	0	1	1
	育児・しつけ相談	42	32	57	62	54
	その他の相談	6	3	3	6	8
計		298	273	293	303	374

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

ウ 民生委員・児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

単位：人、件

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
民生委員・児童委員数	112	112	112	112	110
上記のうち 主任児童委員数	4	4	4	4	5
児童に関する相談件数	531	398	556	816	795

資料：地域福祉課（各年度3月末現在）

エ その他機関での相談状況

単位：件

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
打出教育文化センター	354	604	591	800	850
教育相談	348	589	583	770	811
一般教育相談	6	15	8	30	39
青少年愛護センター	14	30	17	11	22
カウンセリングセンター	167	354	405	429	404
母子・父子家庭相談	767	809	743	683	731

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。

親にとって、子どもの成長を見守り、育てていくことは何ものにも代えがたい大きな喜びともなるものであり、責任と愛情のある子育てを通じて、子どもの成長とともに親も成長できるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り、支援していくことが大切です。

また、本市では、第4次芦屋市総合計画において「人と人がつながって新しい世代につなげる」という基本方針を掲げ「地域で安心して子育てができていく」まちを目標としています。その実現のためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを築いていかなければなりません。

子ども・子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任があることを基本的認識の基に、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指すことを基本とし、子どもの視点に立ち、全ての子どもが健やかに成長することが保障されるよう、良質かつ適切な支援を目指すことを基本理念とします。

みんなで育てる芦屋っ子

～ あすを担うすべての子どもが
しあわせに育つための
やさしいまちづくり ～

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、親が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。

そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために子どもの見守りや子育てを支えあうことができるような地域を目指します。

(4) 子育て環境の充実の視点

妊娠・出産期から幼児期の教育・保育に至るまで、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、子ども・子育て支援の充実を図ることが必要です。

「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。

3 基本目標

(1) 家庭における子育てへの支援

すべての子育て家庭が、妊娠・出産期を経て乳幼児期の育児について、適切な助言やサービスを受けることができるようにします。また、親子同士の交流を通して気軽に相談できる場を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

(2) 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取り組みを進めます。

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域の中で子ども同士が安全・安心に交流できるように、人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

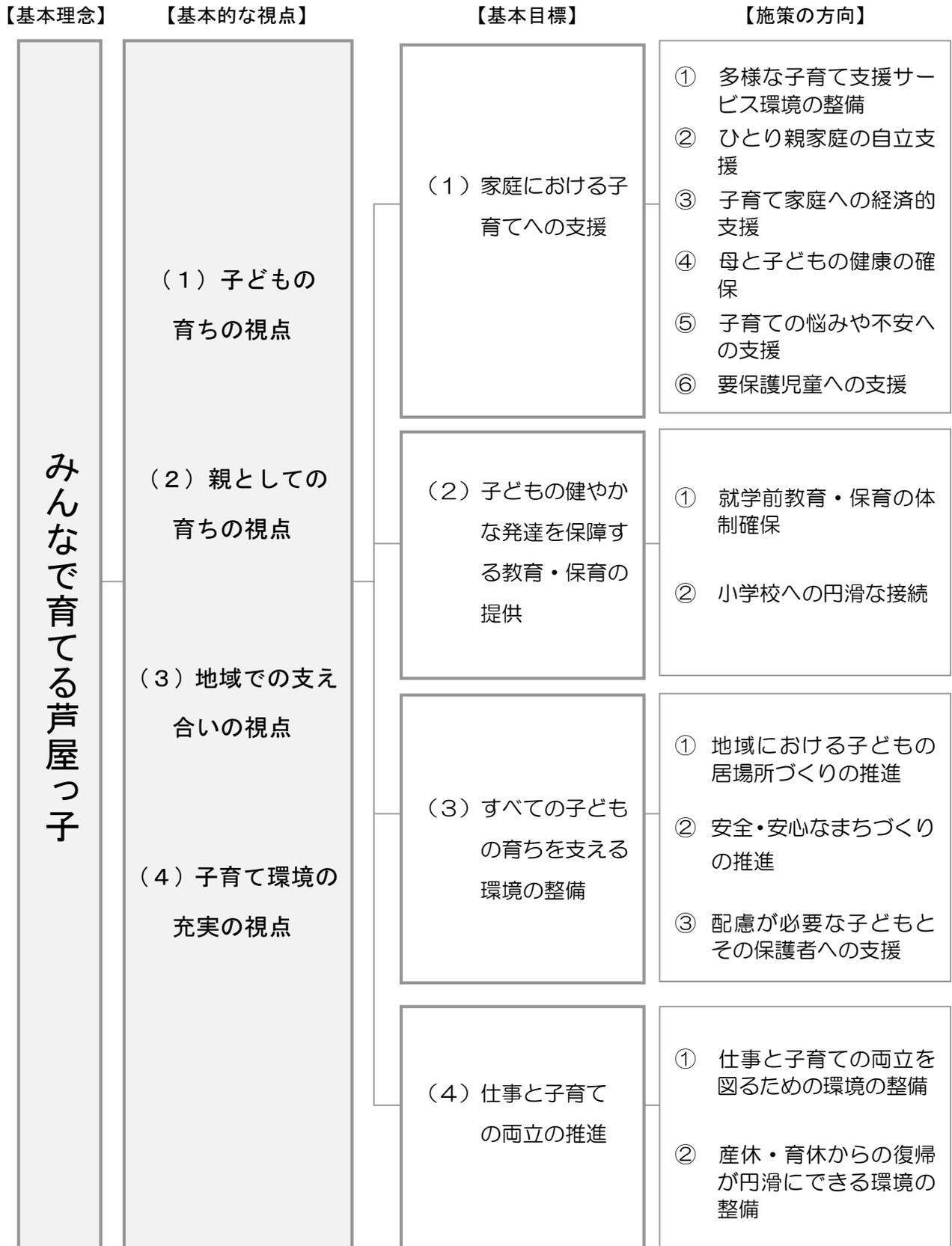
また、配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています



第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

【現状と課題】

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大していると言われています。

本市では、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、相談の機会を充実してきました。特に、子育てセンターについては、平成 22 年 7 月より福祉センター内の子育て支援センターに場を移し、つどいの広場事業や相談機能を充実させて実施しています。

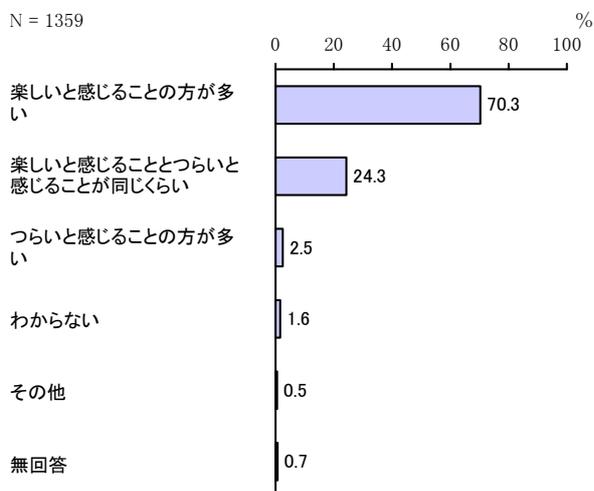
アンケート調査では、子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うかについて、就学前児童の保護者で、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が 70.3%と最も高くなっています。しかしながら、少数ではあるものの、「つらいと感じることの方が多い」で 2.5%の回答が得られました。また、日常悩んでいたり、気になっていることとして、「子どものしつけに関すること」や「子どもの教育・保育に関すること」が高く、課題やニーズに特徴がみられました。

核家族化、地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加等子育て家庭の環境が大きく変化しており、今後も引き続き、育児の孤立化を防ぐ必要があります。

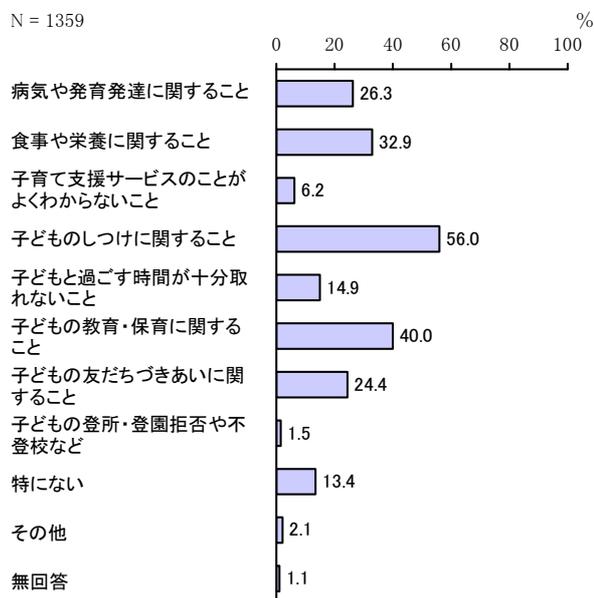
【施策の方向性】

気軽に身近なところで子育て中の親子が集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

子育てを楽しんでいることが多いと思うか
(就学前児童) (複数回答)



子どものことで日常悩んでいた、気になっていること
(就学前児童) (複数回答)



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	こども課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。
2 ※	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	こども課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。
3 ※	養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	こども課	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
4	子育て情報の提供	こども課 保育課 健康課 児童センター 管理課 学校教育課 青少年育成課 図書館	子育て情報誌，広報紙，ホームページ，まちナビ等において，子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供する。
5	ふれあい冒険ひろば	こども課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び，ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
6	子育て講演会，講座	こども課 児童センター 公民館	子育てに関する講演会や講座を開催することで，子育てについて考え，向き合う気持ちを深める。
7	母親同士の交流	児童センター	子育ての悩みや問題について母親同士が話し合うことで，母親の不安や負担を軽減し子どもの健全育成について考える場を提供する。
8	こどもフェスティバルの開催	こども課	いろいろな遊びコーナー等，子どもが1日楽しく過ごす機会としてイベントを開催する。
9	子育て支援センター（チャイルドプラネット芦屋）	こども課	家庭児童相談室，子育てセンター，ファミリー・サポート・センターがあり，子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。
10	あい・あいる〜む	こども課	市内の公共施設の空きスペースを活用し，親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり，相談・助言・情報提供を行う。
11 ※	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）	こども課	「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」子育て支援サービス等に関する情報提供，相談及び助言等，子育ての総合窓口を設置するとともに，子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供する。
12	保育所における地域子育て支援	保育課	地域の乳幼児の親子の交流の場，遊び場，子育ての相談の場として，保育所の園庭を開放したり，体験保育を実施したりする。
13	児童センターにおける子育て支援（乳幼児親子対象）	児童センター	「あそび広場」「ひよこひろば」「親子クラブ」「トランポリン教室」等，時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに，遊戯室の開放や人形劇，映画会を開催するなどして乳幼児親子が気軽に利用できるような子育て支援を推進する。
14	図書館における子育て支援（乳幼児親子対象）	図書館	「おはなしの会」「絵本の会」等の親子での参加による読み聞かせを通して，乳幼児期から絵本に親しむことができるよう子育て支援を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

本市のひとり親家庭の推移をみると、年々増加しており、平成 25 年度には 763 世帯となっていることから、今後も引き続きひとり親家庭の増加が予想されます。

アンケート調査では、少数意見ではあるものの、休日・祝日の保育を実施してほしい、父子家庭に対する支援を充実してほしいとの意見がありました。ひとり親家庭の就労状況をみると、母子家庭では、配偶者がいる人に比べ、フルタイムで就労している人の割合が高くなっており、38.2%となっています。

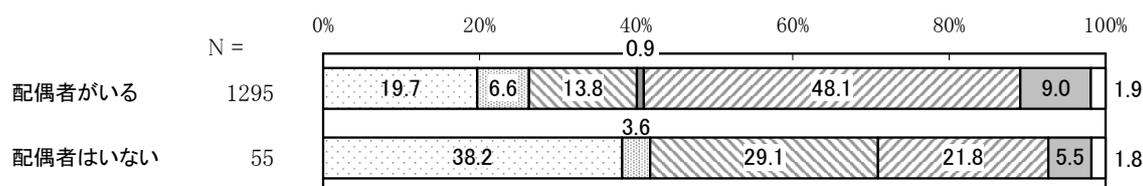
国調査(平成 23 年度全国母子世帯等調査)では、母子家庭の母自身の平均年収は 223 万円(うち就労収入は 181 万円)となっており、母子家庭の場合経済的な問題を、また、父子家庭の場合、仕事や家庭生活においての問題を抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に加え、情報提供や相談体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

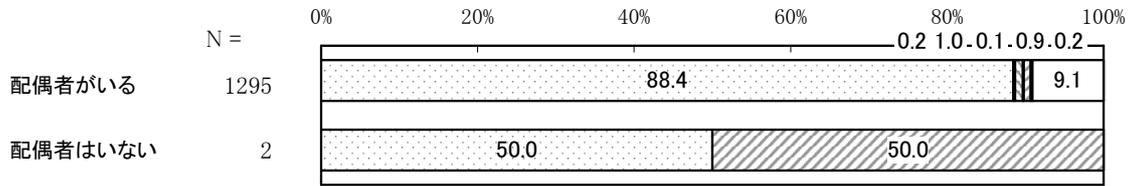
配偶者の有無別母親の就労状況(就学前児童)(単数回答)



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(フルタイム以外の就労、以下同様)で、就労している
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

資料：子育て支援に関するアンケート調査

配偶者の有無別父親の就労状況（就学前児童）（単数回答）



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労, 以下同様)で就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(フルタイム以外の就労, 以下同様)で、就労している
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	母子・父子家庭相談	こども課	母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じる。また、法律問題（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぐ。
2	ひとり親家庭の就労支援援助	こども課	ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供を始め、資格取得、能力開発のための支援、援助を行う。
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	地域福祉課 生活援護課 こども課 住宅課	母子家庭等医療費助成 生活保護費 母子加算 児童扶養手当 母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付 ファミリー・サポート・センター利用料金の助成 母子・父子世帯の公的住宅への優先入居
4	ホームヘルプサービス	こども課	身体や精神上的の障がいにより生活支援を必要とする母子、父子家庭に対し、家事援助等を行う。
5	芦屋市白菊会活動への支援	こども課	ひとり親、寡婦家庭の交流、親睦を深めるために、活動の支援を行う。

施策の方向3 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

国調査（国民生活基礎調査）では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がりや、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題にかかわらずすべての子どもが平等に支援を受けられることが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

アンケート調査によると、就学前児童と小学生児童の保護者ともに、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「教育・保育サービスの費用負担や学費等経済的支援の充実」が26.8%～38.4%と上位を占めていることから、さらなる経済的支援が求められています。

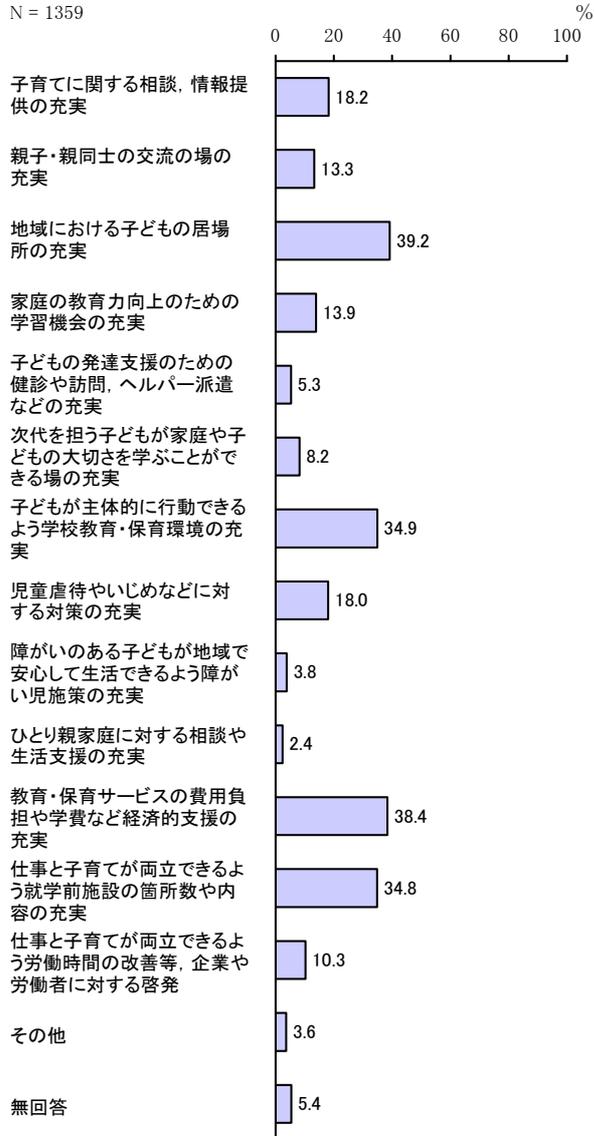
【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答）

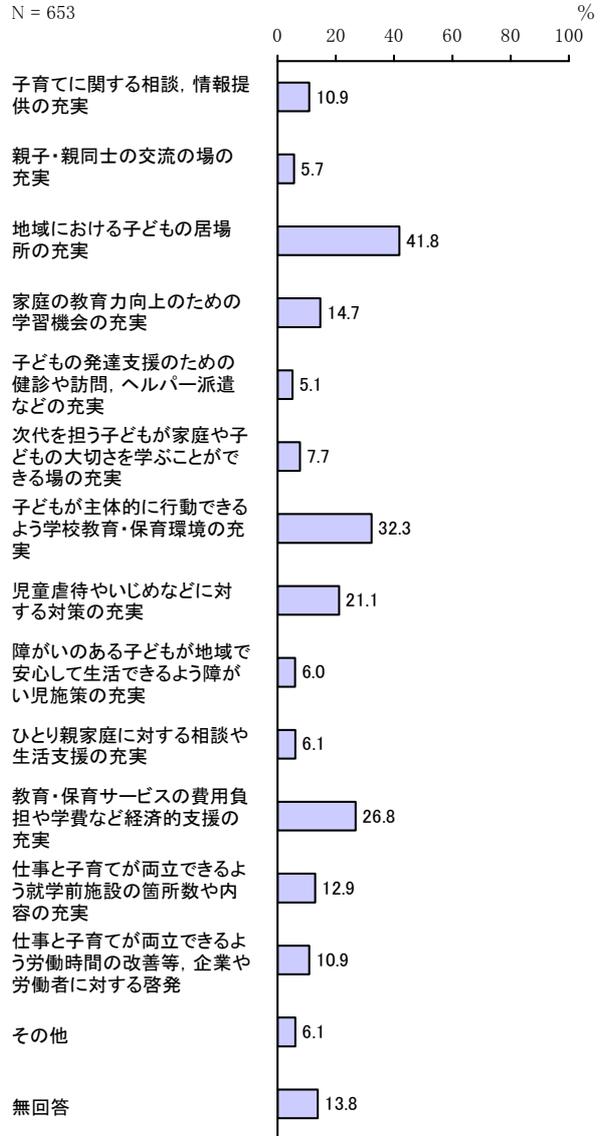
（就学前児童）

N = 1359



（小学生児童）

N = 653



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付	健康課	健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。
3	子ども(又は養育する親)に対する援助	保険課 地域福祉課 こども課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成制度 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学激励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 留守家庭児童会育成料の減額、免除
4	障がい児(又は養育する親)に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 こども課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園(通学)費扶助 障がい児施設入所等費用の助成
5 ※	教育・保育施設等の利用者に対する援助	保育課 管理課	第2子以降の保育料の軽減 ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金 私立幼稚園就園奨励費補助金 就学奨励費 朝鮮人学校就学補助金 実費徴収に係る補足給付事業
6	若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居	住宅課	若い世帯や子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定において加点する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 4 母と子どもの健康の確保

【現状と課題】

妊娠出産を経て乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとのよい情緒的交流が望まれているものの、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」にも記載されているように“安心して出産し、こどもの成長を願って自分らしく育児しよう”という目標を実現するために、結婚・妊娠・出産・育児において切れ目なく支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。
2 ※	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
3	乳幼児健康診査	健康課	4か月児健康診査 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査
4	保健センターによる育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。
5	こどもの相談	健康課	乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。
6	母と子どもの健康教育	健康課	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
7	アレルギーに対する事業	健康課	アレルギー健診、「離乳食相談」でアトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談、アレルギーに関する専門医の講義や室内の環境整備方法や食事の調理方法について実習等を行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向5 子育ての悩みや不安への支援

【現状と課題】

アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が18.2%となっており、特に就労していない母親では23.1%と高くなっています。

また、子育てに関して、不安や負担等を感じるかについては、子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別でみると、相談できる人・場所がない人で、子どもに関することでは「病気や発育発達に関すること」「子どもの教育・保育に関すること」等、保護者自身に関することでは「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」等が相談できる人・場所がある人に比べ高くなっています。

このことから、子どもや保護者自身のことについて相談できる場等、不安や悩みを軽減し、孤立感を感じることなく、楽しみながら子育てができるような支援が必要です。

【施策の方向性】

身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないような体制を整え、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連携調整を行います。

母親の就労状況別芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（就学前児童）（複数回答）

単位：%

区分	有効回答数（件）	子育てに関する相談、情報提供の充実	親子・親同士の交流の場の充実	地域における子どもの居場所の充実	家庭の教育力向上のための学習機会の充実	子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実	次代を担う子どもが家庭や子どもの大切さを学ぶことができる場の充実	校教育・保育環境の充実	子どもが主体的に行動できるような学校教育・保育環境の充実	児童虐待やいじめなどに対する対策の充実	障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実	ひとり親家庭に対する相談や生活支援の充実	教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実	仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善等、企業や労働者に対する啓発	前施設の箇所数や内容の充実	仕事と子育てが両立できるよう就業前施設の数や内容の充実	その他	無回答
全体	1359	18.2	13.3	39.2	13.9	5.3	8.2	34.9	18.0	3.8	2.4	38.4	34.8	10.3	3.6	5.4		
フルタイム	366	11.7	9.6	30.1	11.7	5.2	8.5	31.7	14.8	4.4	3.3	41.8	52.5	18.6	5.2	4.9		
パート・アルバイト等	208	11.1	7.2	43.3	9.1	3.4	9.6	39.4	19.2	2.4	3.8	38.9	38.5	10.1	3.4	5.3		
未就労	759	23.1	16.7	43.0	15.5	6.1	7.8	35.2	18.8	4.1	1.4	36.5	26.2	6.7	3.0	5.5		

資料：子育て支援に関するアンケート調査

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別子育てに関しての不安や負担（就学前児童）（複数回答）

◇子どものこと

単位：％

区分	有効回答数（件）	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子育て支援サービスのこと	子どものしつけに関すること	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育・保育に関すること	子どもの友だちづきあいにすること	子どもの登所・登園拒否や不登校など	特になし	その他	無回答
相談できる人がいる／場所がある	1314	25.6	33.2	5.9	55.9	14.6	39.5	23.9	1.5	13.9	2.1	1.0
相談できる人がいない／場所がない	43	46.5	25.6	14.0	55.8	20.9	51.2	37.2	—	—	4.7	4.7

◇子どもの保護者自身のこと

単位：％

区分	有効回答数（件）	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを、身近な人が理解してくれないこと	ご自身の子育てについて、身近な人の見る目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	特になし	その他	無回答
相談できる人がいる／場所がある	1314	13.5	6.1	4.5	6.0	2.0	36.5	11.3	26.4	27.9	26.8	6.2	4.3
相談できる人がいない／場所がない	43	27.9	4.7	18.6	7.0	39.5	41.9	44.2	37.2	39.5	2.3	9.3	2.3

資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センターにおける子育て相談	こども課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、子育てホットラインでの相談、窓口相談、また家庭児童相談室を利用できない時間帯（夜間・休日）にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員（仮称）の育成、確保	（新規事業）	「子育て支援員（仮称）」の研修を実施し、様々な子育て支援の現場において活躍できる人材の育成と確保を図る。

施策の方向 6 要保護児童への支援

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

近年、地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫、経済的な問題等を背景に、保護者が多くの不安とストレスを抱えています。さまざまな要因が重なったとき、子どもに対する虐待が発生する場合があります、大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害するとともに、子どもの生命の危険にもつながります。また、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

【施策の方向性】

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。
2 ※	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	こども課	児童虐待や非行等保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。
4	教育相談	打出教育文化センター	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施する。

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

【現状と課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。今後も保護者の多様な保育ニーズに対応しつつ、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、子ども一人ひとりの特性に応じた就学前教育・保育の体制を一層充実することが重要です。また、体制の充実を図るためにはそこで働く人々の資質や労働環境を向上させる必要があります。

アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」が34.9%となっており、就学前施設が核となり、地域での子育てを支援する役割を果たすことが求められ、すべての子どもが健やかに成長するように支援することが重要です。

【施策の方向性】

地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、親の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。

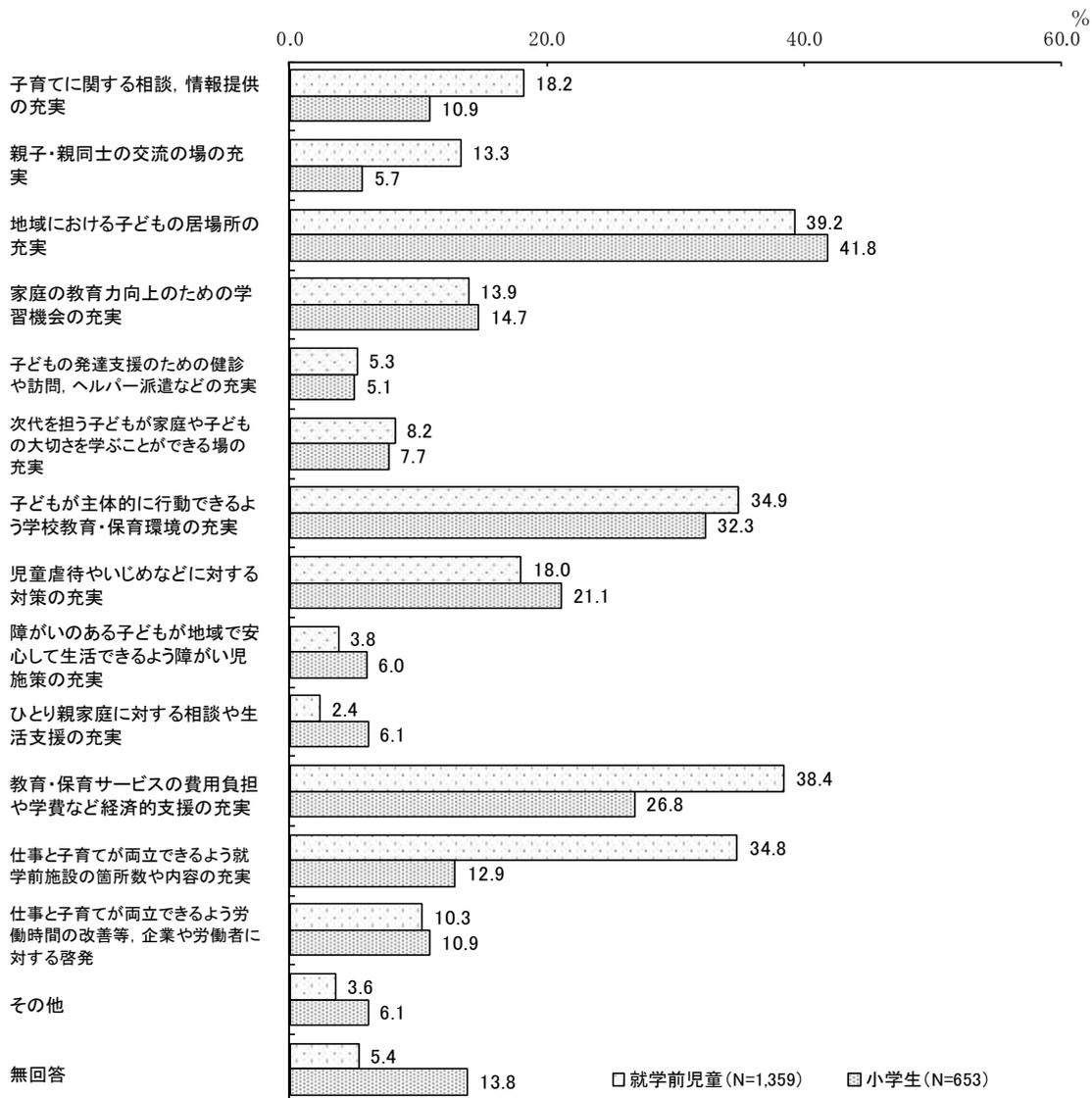
その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修等を実施することにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	一時預かり事業	保育課 管理課 学校教育課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に子どもを預かる。
2	地域型保育事業	保育課	小規模保育事業等を整備し、働きたい時に子どもを預けて働くことができるような環境を整える。
3	教育・保育施設における地域との世代間交流	保育課 学校教育課	運動会や秋祭りの行事等を通じて、中高生、お年寄り、施設の方々と教育・保育施設を利用している子どもたちとの交流を図る。
4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	保育課 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。

No	事業名	担当課	事業内容
5	幼稚園教諭，保育士の 人材育成と資質の 向上	保育課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士，保育教諭等としての資質や 指導力の向上のため，研修，実習等を通じた人材 育成の充実を図る。
6	幼稚園教諭，保育士の 処遇改善をはじめ とする労働環境への 配慮	保育課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士の職員配置基準については本 市独自の基準を定め，質の高い教育・保育を提供 する。
7	子どもの読書のまち づくり事業	保育課 学校教育課 図書館	幼児期から絵本や物語に親しみ，言葉の持つ魅力 や響き，美しさを感じるとともに，言葉を使って 表現する楽しさを味わう。

芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと
【就学前児童：問31 小学生児童：問25】（複数回答）



施策の方向 2 小学校への円滑な接続

【現状と課題】

本市では、これまでも小学校への円滑な接続が行われるよう、子ども同士の交流を行ってきました。また、小学校、幼稚園及び保育所それぞれの関係職員の交流等の取り組みも行っています。

今後も引き続き、子どもに対して、連続性を確保した教育を行い、小学校生活を子どもたちが笑顔で過ごすことができるようにするために、子どもの育ちと学びを支援する体制づくりを進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。

また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組めます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	小学校との連携	保育課 学校教育課	教育・保育施設から小学校へのつながりが円滑に行えるように、小学校との連携や積極的な交流を図る。
2	就学前教育・保育課程（仮称）の策定、実施	保育課 学校教育課	芦屋市内の教育・保育施設を利用するすべての子どもに平等に、同じ質の教育・保育の提供を推進するため、芦屋市就学前教育・保育課程（仮称）を策定し、実施する。

基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

施策の方向 1 地域における子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

本市では、これまで地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。しかしながら、小学校舎の活用は限界があり他の公的施設においても一般利用者との兼ね合いや、施設管理等の問題があり、居場所の確保が難しい状況にあります。

アンケート調査では、小学生児童の放課後の過ごし方に対する希望として、「自宅」と「習い事」が高くそれぞれ6割を超えているため、学校施設や地域での子どもたちの安全・安心な居場所の確保は大きな課題です。

このような状況において、子どもの社会性を育むためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。

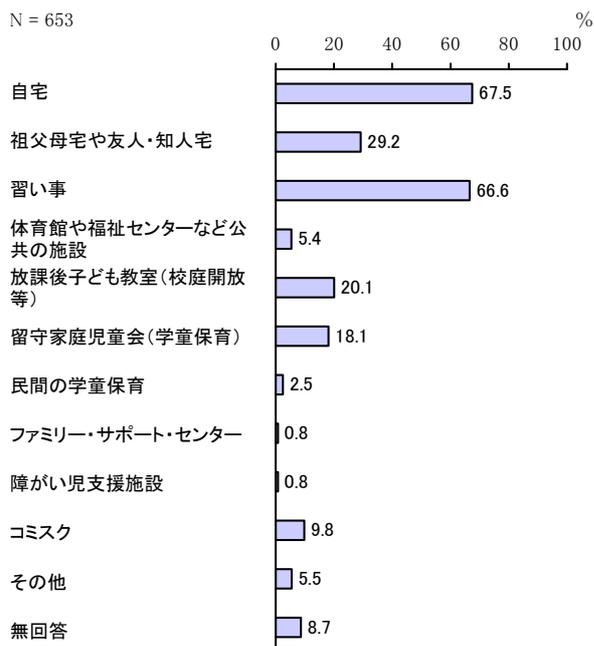
【施策の方向性】

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、さらなる学校施設等の有効活用を図り、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答）

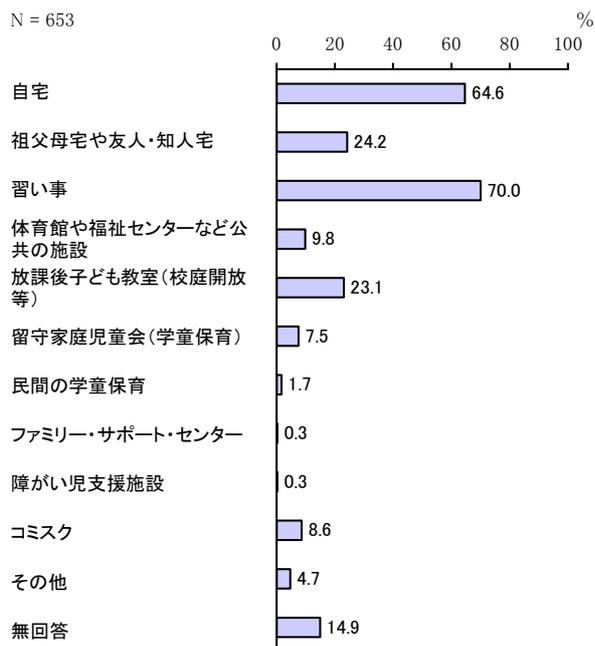
◇低学年（1～3年生）

N = 653



◇高学年（4～6年生）

N = 653



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域における子育て支援活動	市民参画課 こども課 保育課 学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園施設、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。
2	公共施設等利用料金の減額、免除	児童センター 管理課 打出教育文化センター スポーツ推進課 美術博物館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう、施設の利用料金の減額、免除を図る。
3	公共施設の有効活用	所管課	公的施設にある会議室等の空き時間、公的施設の空きスペースを子どもの居場所として有効活用できるようにする。
4 ※	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学1～3年生を対象に遊び等を通して健全育成を図る。
5 ※	放課後子どもプラン（教室型）	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。
6	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して支援する。
7	児童館における子どもの居場所づくり（小学生以上対象）	児童センター	「ジュニアクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、ビデオブースや図書スペース等、自由に入出りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
8	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児親子や小学生が集える場を提供する。
9	文化施設における子どもの居場所づくり	公民館 美術博物館	美術博物館における「子どもギャラリートーク」や公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、安全・安心なまちづくりを目指し、防犯設備、歩道等の整備、地域での見守り活動等、防犯や交通安全への意識を高めるよう取り組んでいます。防犯活動として、地域では市民の連携による自主的な子どもの登下校の見守り活動や、愛護委員、シルバー人材センター及び行政職員等による小学校の下校時の見守り活動が定着しています。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価においても推進して充実している事業が多くあります。

引き続き、子どもや子ども連れでの行動に不安を感じることなく子育てができるよう、地域、関係機関との連携を強化させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

【施策の方向性】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域主体の防犯活動	防災安全課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自治会）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	防災安全課 青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
3	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 都市建設部総務課 道路課 公園緑地課 建築課	グリーンベルト設置 公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化 子育て支援施設の整備 道路反射鏡、ガードレール、街路灯等の設置、整備 通学、通園路等の横断小旗の管理 安全な公園づくり 都市公園、児童遊園等の整備
4	交通安全の意識向上	都市建設部総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。 また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。
5	芦屋市通学路交通安全プログラムの実施	都市建設部総務課 道路課 学校教育課	学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い、安全を確保する。
6	教育・保育施設における危機管理体制の強化	保育課 学校教育課	自然災害や防犯対策について関係機関との連携を強化し、緊急時に子どもの安全を守ることができるように体制を強化する。併せて、防災ヘルメット、防犯カメラの設置等を始めとする防災、防犯対策に取り組む。
7	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報等に関する情報を発信する。
8	安全パトロールの実施	防災安全課 青少年愛護センター	子どもが安全安心に生活できるよう、青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロールや、愛護委員による街頭巡視活動に取り組む。
9	救急法の学習	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。

施策の方向3 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

【現状と課題】

近年、幼稚園・保育所・学校において発達障がいやその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあります。従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障がいを含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療的ケアを必要とする子どもの支援の充実も求められています。

子どもの自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であり、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要です。

また、地域の理解や温かなつながりはとても大切なものであり、地域理解の促進に対して積極的な取り組みが必要です。

【施策の方向性】

障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	早期療育訓練の実施	こども課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
2	統合保育 特別支援教育	保育課 学校教育課	個別的配慮が必要な就学前の子どもが教育・保育施設を利用できるようにし、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
3	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
4	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子どもを対象に機能訓練事業を行う。 また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
5	療育支援相談事業	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

【現状と課題】

子どもの健やかな成長には、家族や地域、社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要です。

本市では、市民や事業所への意識啓発として、育児休業制度及び介護休業制度等法律に定められている制度の周知に努めてきました。

しかしながら、アンケート調査では、育児休業を取得したかについて、母親で「取得した（取得中である）」の割合が25.8%となっており、取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が41.2%と突出しています。一方で、父親は、「取得していない」の割合が88.2%と最も高くなっており、取得していない理由については、母親が専業主婦等の理由から「制度を利用する必要がなかった」との回答が34.2%ありましたが、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等の様々な理由で取得できていないことから、企業も含めた仕事と子育ての両立支援の環境が必要であることがわかります。

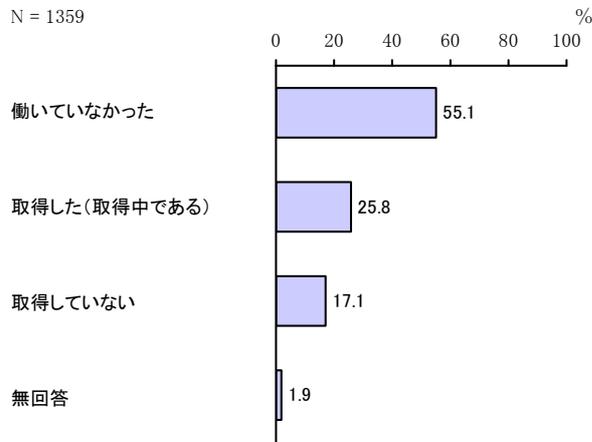
これらからも、子育てしやすい環境づくりについて、事業主等に対してはどのような啓発をしていくか検討していく必要があります。また、仕事と子育ての両立の相談支援についても充実できるよう、ハローワークを始めとする関係機関とより一層の連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

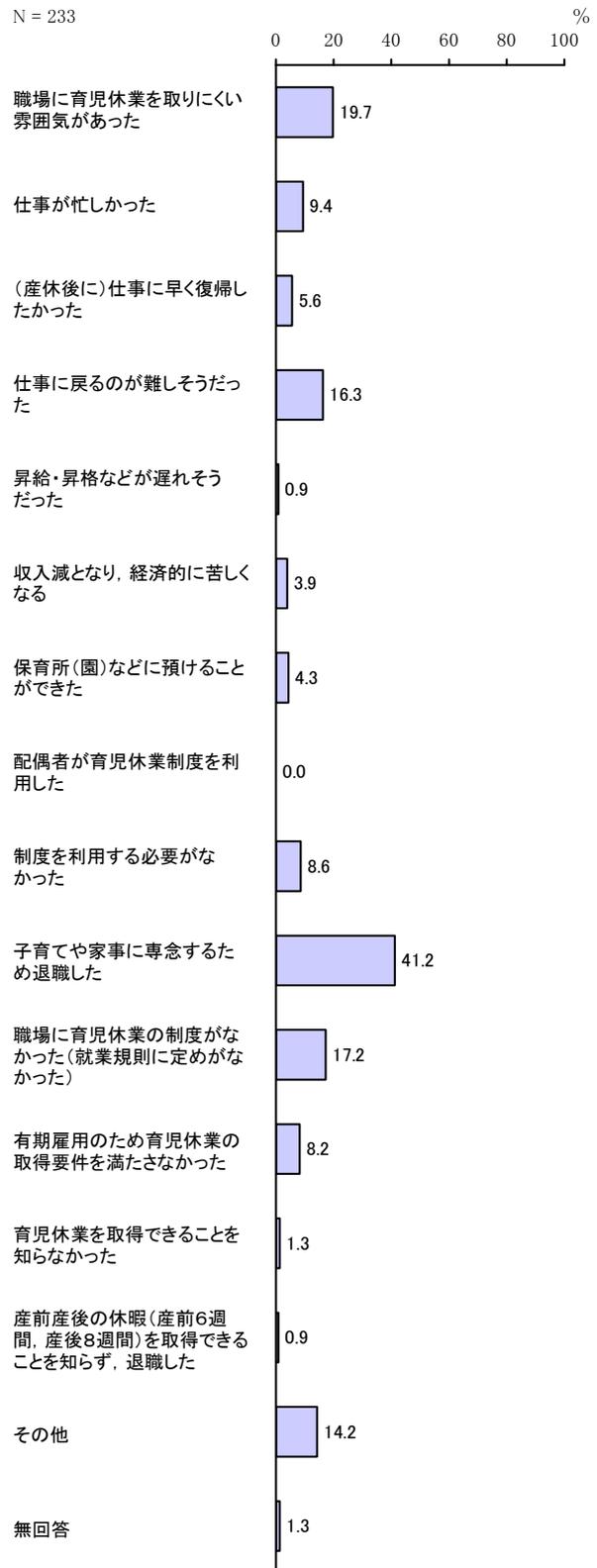
仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。

母親の育児休業取得の有無（就学前児童）
（単数回答）

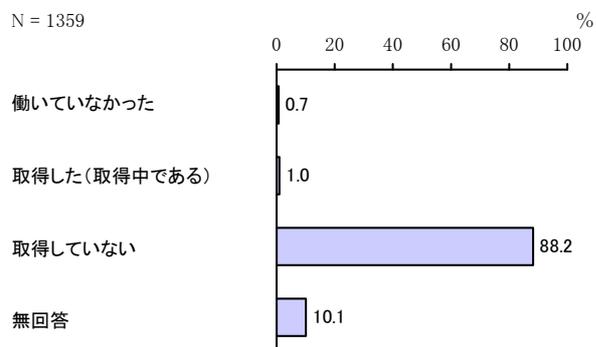


母親の育児休業を取得していない理由（就学前児童）
（複数回答）

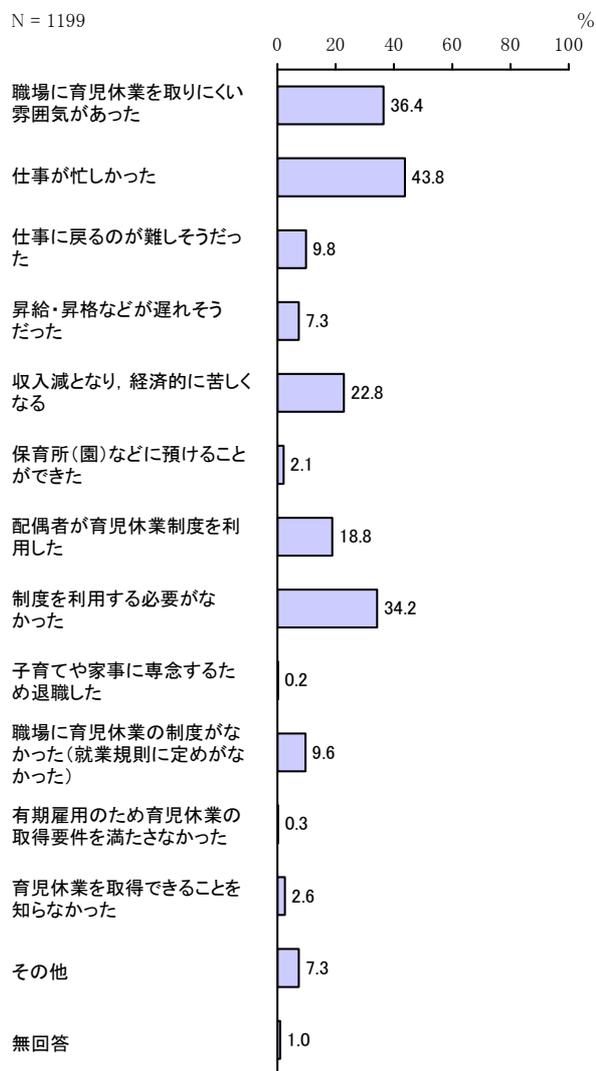


資料：子育て支援に関するアンケート調査

父親の育児休業取得の有無（就学前児童）
（単数回答）



父親の育児休業を取得していない理由（就学前児童）
（複数回答）



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
2 ※	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。
3 ※	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	保育課	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。
4	多様な働き方の啓発	男女共同参画推進課 経済課	労働時間短縮やフレックス制度の周知 子育て支援に必要な休暇取得の普及促進のための啓発 男性の働き方の見直しに向けた啓発 ワークシェアリング促進の啓発

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

【現状と課題】

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、共働きの子育て家庭が増えていています。勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

育児休業を取得した方の約半数は本人の希望と異なる時期に職場復帰しています。本人の希望する時期と異なる時期での職場復帰の理由としては「希望する保育所への入所のため」又は「入所できなかったこと」であることから、産休・育休から希望する時期に職場復帰できる環境の整備が必要です。

また、変則的な勤務に応じた保育や、用事や育児疲れの解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められています。

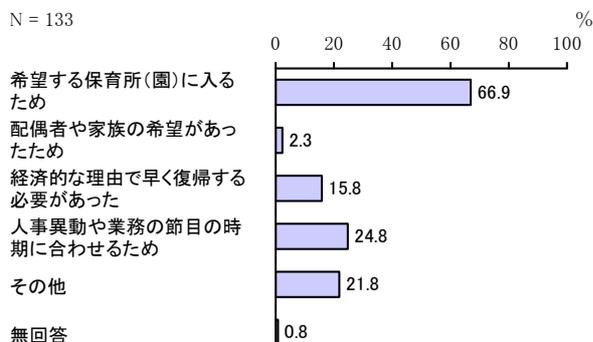
【施策の方向性】

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受け皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。

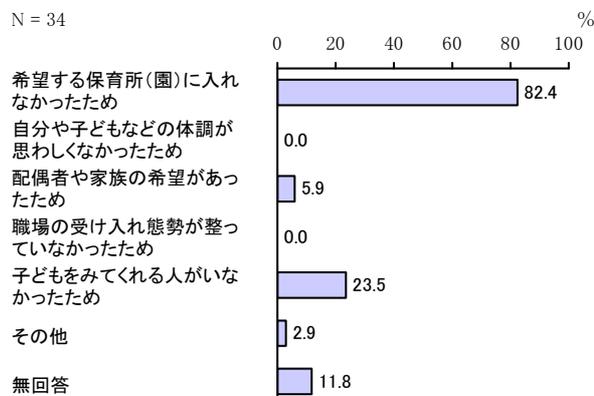
また、保護者が、産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等を活用しながら、産休・育休中の保護者に対して情報提供を行います。

希望の時期に職場復帰しなかった理由（就学前児童）（複数回答）

◇「希望」より早く復帰した方



◇「希望」より遅く復帰した方



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	育児休業制度等の普及促進	経済課	育児休業制度の普及，促進を図るための啓発を行う。
2	再雇用制度の普及促進	経済課	結婚，出産等で一時的に退職した者が復職できるように，再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。
3 ※	利用者支援事業	(新規事業)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が，地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり，子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い，市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

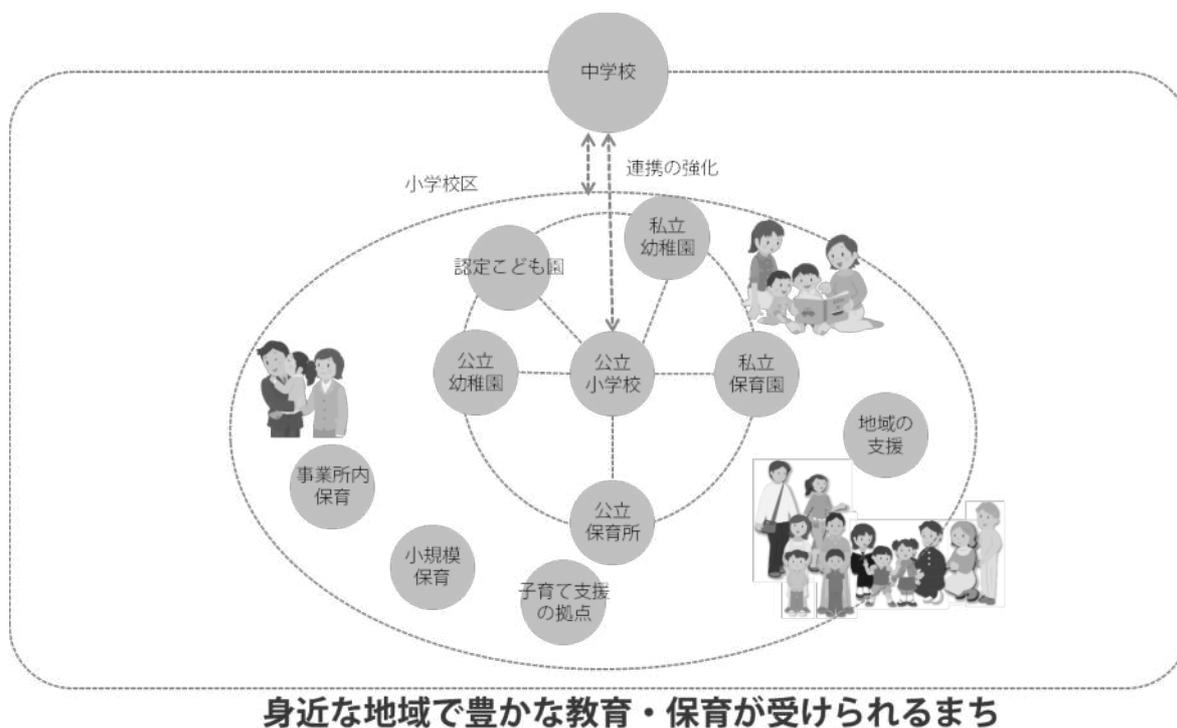
1 教育・保育提供区域の設定

子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとしています。

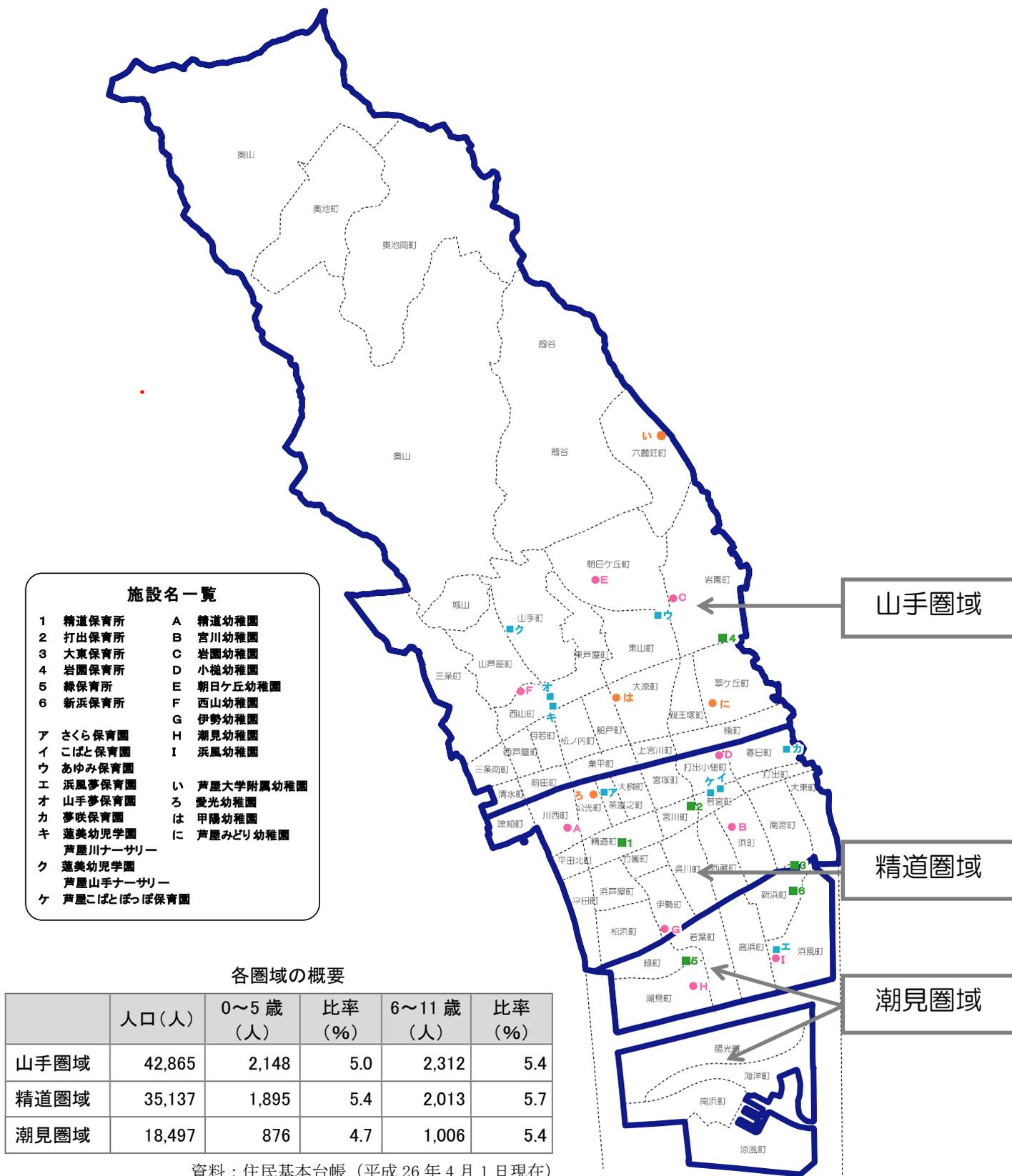
本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本とします。

今後は、中学校区を一つの圏域として、教育・保育施設や、小学校をはじめ、小規模保育事業等の様々な施設を活用し、身近な地域で豊かな教育・保育が受けられるまちを整備していきます。

本市における子ども・子育て支援体制のイメージ



幼稚園及び保育所等の配置図



2 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育・保育	幼稚園，保育所，認定こども園 地域型保育事業等	3圏域	3圏域を基本とするが，交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから，圏域間の移動を加味する。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業	3圏域	保育所の整備により利用定員が確保されることを想定しているため，3圏域で確保方を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業	3圏域	3圏域を基本とするが，小学校区単位の実態に合わせ検討する。
	(3) 子育て短期支援事業	市全域	養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり，限られたニーズに対応するため市全域とする。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	3圏域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくことから3圏域とする。
	(5) 幼稚園における一時預かり事業	市全域	実施する幼稚園の在園児の利用希望について，それぞれの園にて対応するものであることから市全域とする。
	(6) 保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	市全域	当事業を実施する保育所は認可保育所だけでなく，認可外保育所が含まれるとともに，ファミリー・サポート・センター等の多様な資源が混在することから市全域とする。
	(7) 病児保育事業	市全域	病児・病後児という対象者が限られたニーズに対応するものであることから市全域とする。
	(8) 子育て援助活動支援事業 (小学生のみ)	市全域	援助を受けることを希望する者（依頼会員）と，援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動により，一時預かり事業を実施するものであり，会員を増やしていくことが確保方策となることから市全域とする。
	(9) 利用者支援事業	市全域	新制度の施行にあたって，保護者等からの問い合わせも見込まれるため，広範な子育て支援情報の提供や相談についての役割を鑑みて，当初は市役所における対応となることから市全域とする。
	(10) 妊婦健康診査	市全域	医療機関において行っていく実施体制であることから市全域とする。
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから市全域とする。
	(12) 養育支援訪問事業等	市全域	必要とする家庭を訪問し，指導・助言を行う実施体制であることから市全域とする。

3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業は，下記のとおり分類され，事業によって対象家庭や対象年齢が様々です。アンケート調査に基づき，それぞれの事業別に「量の見込み（ニーズ量）」の推計を行いました。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象年齢	認定区分	対象家庭	対象事業
1	3～5歳	1号認定	専業主婦(夫)家庭 短時間(64時間未満)就労家庭	認定こども園 幼稚園
2		2号認定	共働き又はひとり親家庭で教育希望が強い家庭 ひとり親家庭 共働き家庭	
3	0～2歳	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	認定こども園 保育所 地域型保育事業

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童	
1	時間外保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳	
2	放課後児童健全育成事業	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生	
3	子育て短期支援事業	すべての家庭	0～5歳 1～6年生	
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳	
5	一時預かり事業	幼稚園における一時預かり事業	幼稚園利用家庭	3～5歳
		保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり	すべての家庭	0～5歳
6	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～4年生	
7	子育て援助活動支援事業	すべての家庭	0～5歳 1～6年生	

地域子ども・子育て支援事業には，上記以外に，「利用者支援事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。アンケート調査に基づき，量を見込むものではありませんので，国の動向や本市の実情を踏まえ，今後の方向性を記載します。

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。詳細の算出方法は、事業によって様々ですが、共通的な考え方として、対象となる家庭を類型化（フルタイム共働き、片方専業主婦（夫）等）し、それぞれアンケート調査結果から“事業の利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出しています。

ステップ 1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

8つの家庭類型に分類します。

ステップ 2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ 3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

ステップ 4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ 5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

ステップ 6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年から31年まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※全域のニーズと圏域別のニーズを算出していますが、アンケートに基づく家庭類型の構成比や、利用意向の希望率を使用しているため、あわないことがあります。

上記ステップに基づき、ニーズ量を算出していますが、どのような対象者がどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じているか等、詳細に分析を行い、補正を行っています。

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育

本市では、市立幼稚園の在籍者はゆるやかに減少傾向にあります。一方で、保育所については定員枠を増やしているものの、年度はじめの入所待ち児童は平成 16 年以降、常に生じています。(P.18～19 グラフ参照)

そのため、平成 25 年度から、入所待ち児童の大部分を占める 1・2 歳児の受け入れを進めるため、グループ型家庭的保育事業（認可外保育施設）を始めています。

		平成 26 年度（4 月 1 日現在）				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		0 歳保育が必要	1・2 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
0～5 歳人口		2,583		746	1,590	
定員		2,120	602	91	332	
定員	幼稚園	2,120				
	認可保育所		602	91	302	
	認可外保育施設				30	

【今後の方向性】

将来の少子化に対応するため市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、親の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3 歳児の教育ニーズにも対応していきます。

1・2 歳児の保育ニーズについては、地域型保育事業による新たな確保方策を推進し、平成 29 年度末に待機児童の解消を目指します。

- ・提供量（確保方策）については、ニーズ量と同様に、圏域合計と市全域合計は合わないことがあります。
- ・私立幼稚園の提供量（確保方策）は、現時点での 27 年度の新制度への移行希望を、31 年度まで固定して仮設定していますので、今後の移行によって変更になる可能性があります。

(2) 平成 27 年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		平成 27 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		2, 559				759	1, 604
ニーズ量の見込み		455	1, 066	203	625	111	633
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	25	1, 670		698	94	332
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育					3	54
認可外保育施設							30
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)			(-15) *		(96)	(6)	(84)
下段: 提供量合計		153	1, 952		698	97	416
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-302	886		-130	-14	-217

* 現在は, 年齢別に定員区分していないため, 3 歳以上教育希望として提供量の増加数を記載

山手圏域		平成 27 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		1, 131				336	716
ニーズ量の見込み		203	529	87	177	41	225
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		490		214	33	98
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育						19
認可外保育施設							15
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)			(0) *		(36)	(0)	(19)
下段: 提供量合計		128	772		214	33	132
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-75	243		-50	-8	-93

* 現在は, 年齢別に定員区分していないため, 3 歳以上教育希望として提供量の増加数を記載

精道圏域	平成 27 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	968				291	613	
ニーズ量の見込み	150	363	86	324	45	289	
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		25	830	306	49	184
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育						19
認可外保育施設							15
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)		(-15) *		(60)	(3)	(49)	
下段: 提供量合計		25	830	306	49	218	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-125	467	-104	4	-71	

* 現在は、年齢別に定員区分していないため、3歳以上教育希望として提供量の増加数を記載

潮見圏域	平成 27 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	460				132	275	
ニーズ量の見込み	90	185	34	110	20	114	
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		350		178	12	50
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育					3	16
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)		(0) *		(0)	(3)	(16)	
下段: 提供量合計			350	178	15	66	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-90	165	34	-5	-48	

* 現在は、年齢別に定員区分していないため、3歳以上教育希望として提供量の増加数を記載

(3) 平成 28 年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		平成 28 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0～5 歳人口推計		2, 508				734	1, 585
ニーズ量の見込み		445	1, 046	199	612	107	626
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	120	1, 685		788	100	392
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育					3	149
認可外保育施設							
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)		(95)	(15)		(90)	(6)	(125)
下段: 提供量合計		248	1, 967		788	103	541
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-197	921		-23	-4	-85

山手圏域		平成 28 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0～5 歳人口推計		1, 120				326	709
ニーズ量の見込み		197	528	86	175	39	222
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	30	550		244	33	118
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育						57
認可外保育施設							
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)		(30)	(60)		(30)	(0)	(43)
下段: 提供量合計		158	832		244	33	175
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-39	304		-17	-6	-47

精道圏域	平成 28 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	944				279	587	
ニーズ量の見込み	149	350	83	316	43	277	
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		55	890	336	49	204
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育						57
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)	(30)	(60)		(30)	(0)	(43)	
下段: 提供量合計	55	890		336	49	261	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)	-94	540		-63	6	-16	

潮見圏域	平成 28 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	444				129	289	
ニーズ量の見込み	86	180	33	107	20	120	
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		35	245	208	18	70
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育					3	35
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)	(35)	(-105)		(30)	(6)	(39)	
下段: 提供量合計	35	245		208	21	105	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)	-51	65		68	1	-15	

(4) 平成 29 年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		平成 29 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		2, 447				706	1, 531
ニーズ量の見込み		448	1, 005	193	597	103	605
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	185	1, 815		888	106	442
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育					3	187
認可外保育施設							
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)		(65)	(130)		(100)	(6)	(88)
下段: 提供量合計		313	2, 097		888	109	629
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-135	1, 092		98	6	24

山手圏域		平成 29 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		1, 097				314	689
ニーズ量の見込み		199	510	83	171	38	216
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	30	550		299	33	138
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育						76
認可外保育施設							
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)		(0)	(0)		(55)	(0)	(39)
下段: 提供量合計		158	832		299	33	214
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-41	322		45	-5	-2

精道圏域	平成 29 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	901				269	560	
ニーズ量の見込み	143	334	79	301	41	264	
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		85	950	351	49	214
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育						76
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)	(30)	(60)		(15)	(0)	(29)	
下段: 提供量合計	85	950		351	49	290	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)	-58	616		-29	8	26	

潮見圏域	平成 29 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	449				123	282	
ニーズ量の見込み	95	174	33	108	19	117	
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		70	315	238	24	90
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育					3	35
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)	(35)	(70)		(30)	(6)	(20)	
下段: 提供量合計	70	315		238	27	125	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)	-25	141		97	8	8	

(5) 平成30年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		平成30年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		2,407				686	1,478
ニーズ量の見込み		433	997	190	587	100	584
提供量(確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	260	1,965		858	106	452
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育					3	187
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数(前年度比較)		(75)	(150)		(-30)	(0)	(10)
下段: 提供量合計		388	2,247		858	109	639
過不足分(提供量-ニーズ量)		-45	1,250		81	9	55

山手圏域		平成30年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,082				306	668
ニーズ量の見込み		194	507	82	169	37	209
提供量(確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	70	630		314	33	148
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育						76
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数(前年度比較)		(40)	(80)		(15)	(0)	(10)
下段: 提供量合計		198	912		314	33	224
過不足分(提供量-ニーズ量)		4	405		63	-4	15

精道圏域	平成 30 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	872				259	538	
ニーズ量の見込み	136	326	76	292	40	254	
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		120	1,020	366	49	214
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育						76
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)			(35)	(70)	(15)	(0)	(0)
下段: 提供量合計			120	1,020	366	49	290
過不足分 (提供量 - ニーズ量)			-16	694	-2	9	36

潮見圏域	平成 30 年度						
	1 号		2 号		3 号		
	3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要		
	3 歳	4 歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳	
(参考) 0~5 歳人口推計	453				121	272	
ニーズ量の見込み	94	178	33	109	19	113	
提供量 (確保方策)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園		70	315	178	24	90
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型 保育事業	小規模, 家庭的, 居宅 訪問型, 事業所内保育					3	35
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)			(0)	(0)	(-60)	(0)	(0)
下段: 提供量合計			70	315	178	27	125
過不足分 (提供量 - ニーズ量)			-24	137	36	8	12

(6) 平成 31 年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		平成 31 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		2, 353				662	1, 430
ニーズ量の見込み		418	980	187	574	96	565
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	290	2, 025	888		112	472
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育					3	187
認可外保育施設							
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)		(30)	(60)	(30)		(6)	(20)
下段: 提供量合計		418	2, 307	888		115	659
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		0	1, 327	127		19	94

山手圏域		平成 31 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		1, 062				298	647
ニーズ量の見込み		188	500	81	166	36	203
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	70	630	314		33	148
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	128	282				
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育						76
認可外保育施設							
上段 () 内: 提供量増加数 (前年度比較)		(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
下段: 提供量合計		198	912	314		33	224
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		10	412	67		-3	21

精道圏域		平成 31 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		832				247	518
ニーズ量の見込み		130	311	73	278	38	245
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	120	1,020		366	49	214
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育						76
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)		(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
下段: 提供量合計		120	1,020		366	49	290
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		-10	709		15	11	45

潮見圏域		平成 31 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望		3 歳以上保育が必要		0 歳から 2 歳保育が必要	
		3 歳	4 歳以上	教育希望が強い	左記以外	0 歳	1・2 歳
(参考) 0~5 歳人口推計		459				117	265
ニーズ量の見込み		91	184	34	110	18	110
提供量 (確保方策)							
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	100	375		208	30	110
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない						
特定地域型保育事業	小規模, 家庭的, 居宅訪問型, 事業所内保育					3	35
認可外保育施設							
上段()内: 提供量増加数 (前年度比較)		(30)	(60)		(30)	(6)	(20)
下段: 提供量合計		100	375		208	33	145
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		9	191		64	15	35

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提 供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登 録 者 数	286 人	308 人	295 人	343 人	384 人
実 施 箇 所 数	11 か所	12 か所	12 か所	13 か所	14 か所

【アンケート調査からみられる現状】

平日に定期的に利用している教育・保育の事業の利用希望開始時間は、「9時台」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「8時台」の割合が 22.3%、「7時台」の割合が 7.6%となっています。

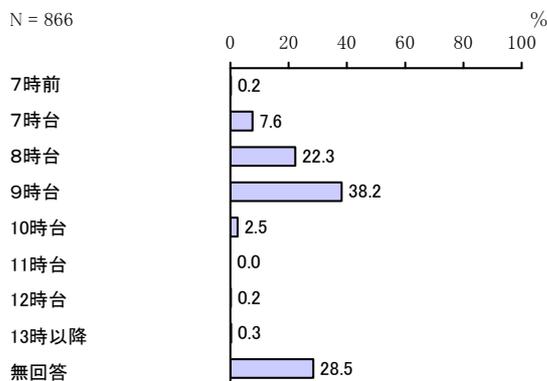
利用希望終了時間については、「15時台」の割合が 14.3%と最も高く、次いで「17時台」の割合が 12.7%、「18時台」の割合が 12.4%となっています。

また、「19時台」6.8%、「20時台」2.2%と、19時以降の利用希望は低くなっています。

平日に定期的に利用している教育・保育
の事業の利用希望開始時間（単数回答）

◇就学前児童

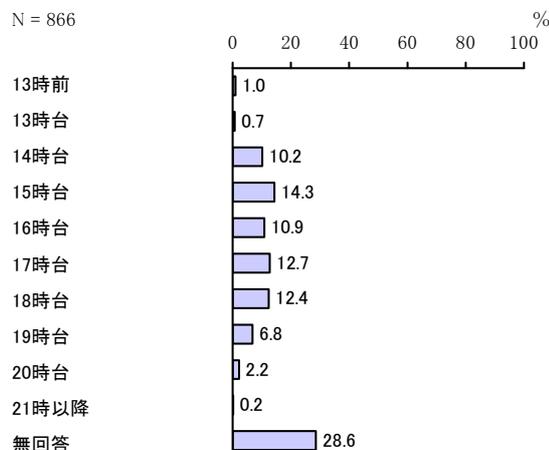
N = 866



平日に定期的に利用している教育・保育
の事業の利用希望終了時間（単数回答）

◇就学前児童

N = 866



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

ニーズは高いものの、保護者の就労に合わせた利用許可になるので実際の利用者は限定されます。今後5年間の計画の中で教育・保育施設や地域型保育事業の整備を行い、受け皿を確保し、18時台の保育終了時間希望の保護者に対応していきます。

7時～18時までを通常保育、18時～19時までを時間外保育事業とし、圏域ごとに提供体制が取れるよう確保していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	642人	630人	611人	596人	580人
提 供 量	642人	630人	611人	596人	580人
山 手 圏 域	263人	260人	253人	248人	242人
精 道 圏 域	275人	266人	254人	245人	234人
潮 見 圏 域	110人	110人	109人	108人	107人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学1～3年生の健全育成を図るため、受け入れを実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童 数	360 人	345 人	371 人	405 人	423 人
学 級 数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所

【アンケート調査からみられる現状】

小学生児童調査における放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごさせ方の希望について、低学年（1～3年生）のうち、「自宅」の割合が67.5%、「習い事」の割合が66.6%、「留守家庭児童会（学童保育）」の割合が18.1%となっています。

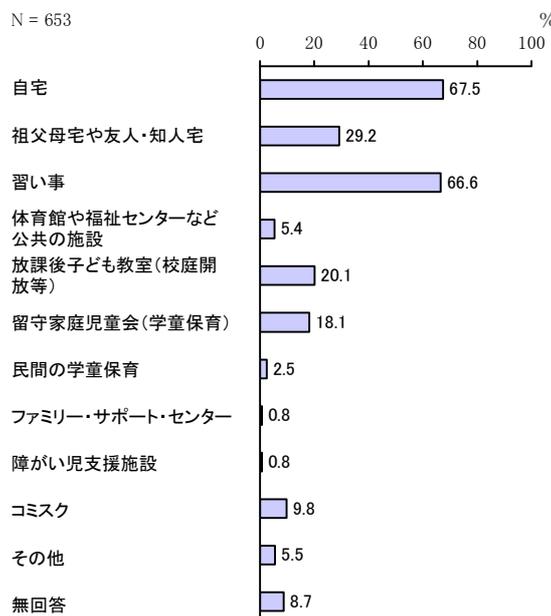
高学年（4～6年生）になると、「習い事」の割合が70.0%、「自宅」の割合が64.6%となっており、「留守家庭児童会（学童保育）」の割合は7.5%と希望は減っています。

また、低学年（1～3年生）は、週当たりの利用希望日数が4日・5日・6日で66.9%と定期利用のニーズが高く、高学年（4～6年生）になると、4日・5日・6日で38.7%と定期利用のニーズが低くなっています。

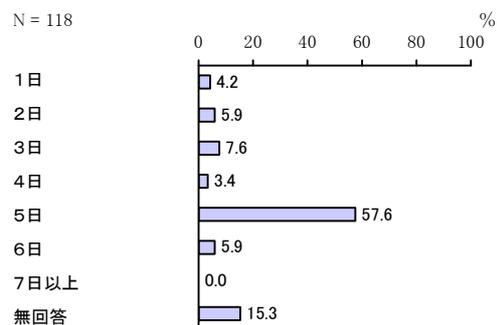
就学前児童調査においても上記と同様の傾向がみられ、ニーズに定期利用希望と不定期利用希望が混在している状態になっています。

放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答）

◇低学年（1～3年生）



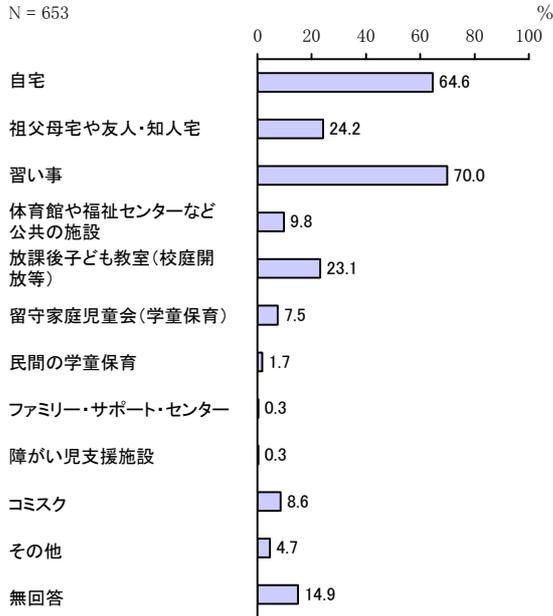
◇留守家庭児童会（学童保育）の週当たりの利用日数



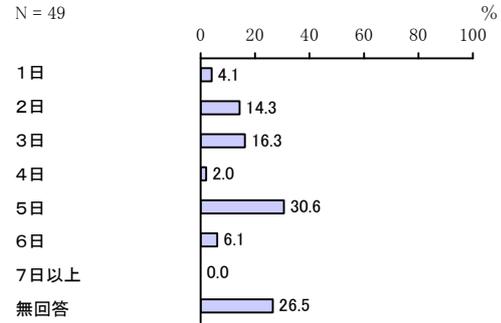
資料：子育て支援に関するアンケート調査

放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答）

◇高学年（4～6年生）



◇留守家庭児童会（学童保育）の週当たりの利用日数



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

引き続き、放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面は学校施設の活用のもと、国の定める基準を踏まえた専用区画の確保と整備に努め、高学年への拡大については、新しい放課後子どもプラン（教室型）事業と併せて今後5年間の計画の中で提供体制の確保に努めます。

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	322 人	325 人	325 人	325 人	321 人
提 供 量	322 人	325 人	325 人	325 人	321 人
過 不 足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	143 人	145 人	145 人	144 人	143 人
提 供 量	54 人	73 人	91 人	108 人	143 人
過 不 足	-89 人	-72 人	-54 人	-36 人	0 人

(3) 子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

(年間延べ人数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 日 数	0 人	12 人	14 人	17 人	47 人
実 施 箇 所 数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	12 か所

【アンケート調査からみられる現状】

就学前児童調査では、この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはあったかについて、短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用したと回答した人は0.4%（1件/264件）となっており、実際は親戚・知人に対応してもらっているという回答が87.5%あります。

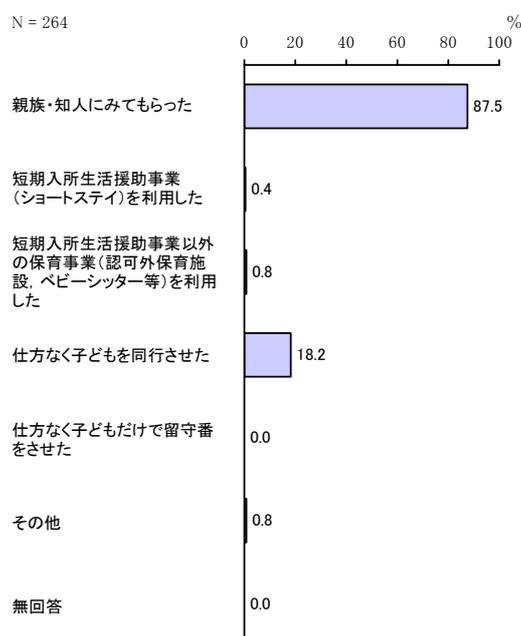
また、仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答した人はいなかったことから、短期入所生活援助事業（ショートステイ）の潜在的ニーズは低いものと考えられます。

小学生児童調査では、子育て短期支援事業を「1日」利用した人が1件、「7泊以上」利用した人が2件ありました。

※アンケートでは、短期入所生活援助事業と表記しています。

1年間の対処方法について（複数回答）

◇就学前児童



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

養育困難な在家庭の支援を行う制度のため、限られたニーズに対応することになります。
現在複数の施設と契約をしており、引き続き現在の提供体制を継続していきます。

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	34 人	33 人	32 人	31 人	30 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	12 か所				
提 供 量	34 人	33 人	32 人	31 人	30 人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行う窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供しています。「むくむく」は、子育てセンターの中にあり、子育て支援の拠点となっています。出張ひろばとして「ぷくぷく」「もこもこ」を実施し、子育ての輪を広げています。

(月間延べ人数)

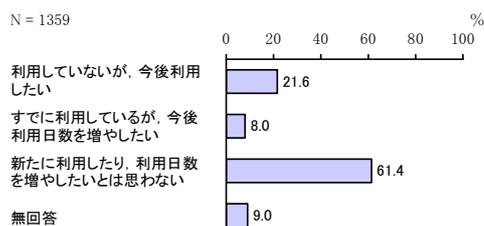
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	295 人	911 人	1,188 人	1,301 人	1,206 人
実施箇所数 (出張ひろば含む)	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所

【アンケート調査からみられる現状】

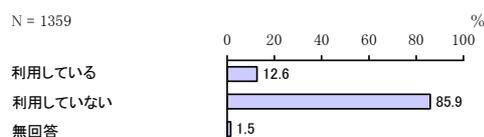
就学前児童調査では、地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うかについて、「利用していないが、今後利用したい」が 21.6%となっており、現状の利用状況(12.6%)と比べ、9.0ポイント差となっており、ニーズは高くなっています。

なお、利用していないが、今後利用したいと回答した人で1週当たり利用希望回数は「1回」は 29.9%と最も高く、1か月当たり利用希望回数「1回」は 26.2%、「2回」は 22.1%と高くなっていることから、ニーズとして週に1日もしくは2週に一度の利用を希望されていることがわかります。

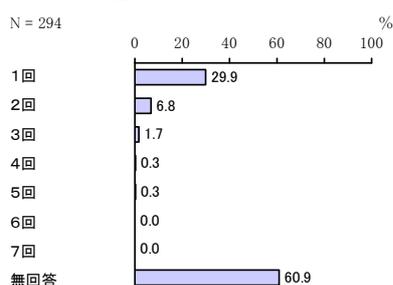
今後の利用希望(就学前児童)(単数回答)



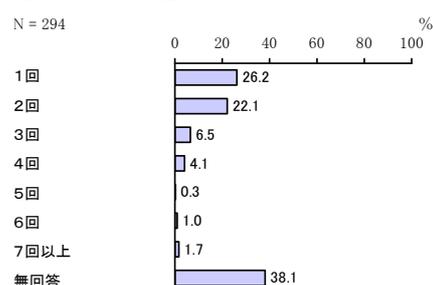
現在の利用状況(就学前児童)(単数回答)



1週当たり利用希望回数(就学前児童)(単数回答)



1か月当たり利用希望回数(就学前児童)(単数回答)



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

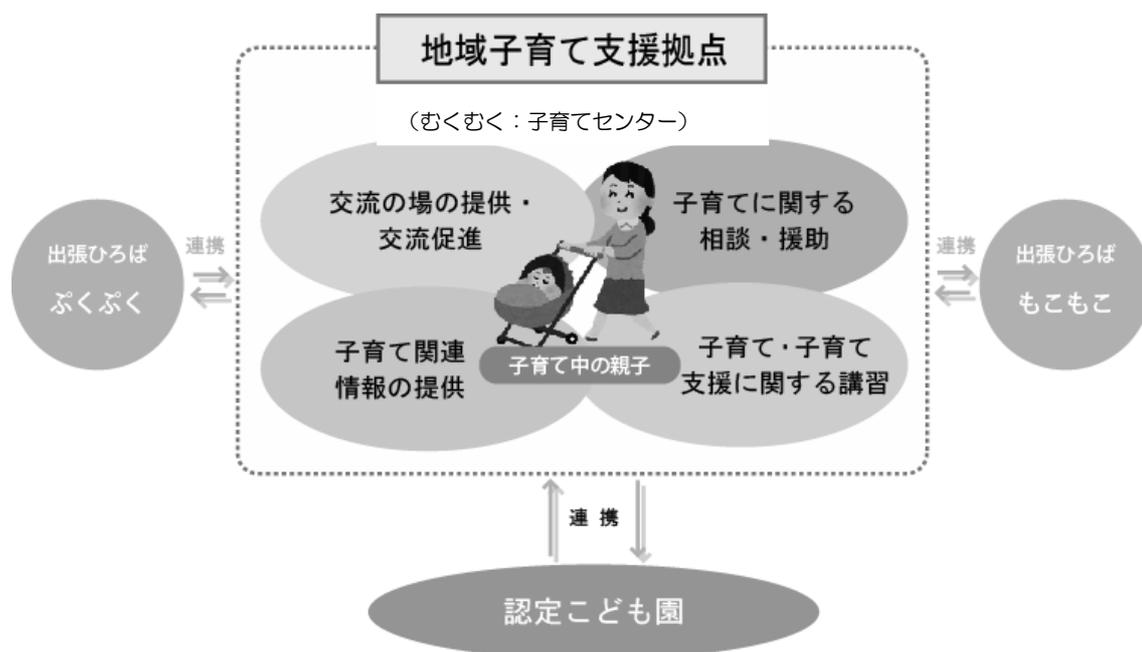
圏域別のニーズを踏まえ、圏域ごとでの確保が必要ですが、場所の確保が困難なことから、既存の施設の有効活用を今後5年間の計画の中で検討していきます。

現状は0・1歳の利用が多いものの、2～4歳の在宅で子育てをしている家庭の子どもの居場所の確保も必要なことから、拠点事業とは別に、既存の保育所、幼稚園で現在も実施している園庭開放や新たな認定こども園が子育て支援の場を提供することによって、多様な選択ができるよう子どもの居場所の確保に努めます。

(月間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	4,279 人	4,199 人	4,051 人	3,918 人	3,788 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策) (出張ひろば含む)	3 か所				
山 手 圏 域	1 か所				
精 道 圏 域	2 か所				
潮 見 圏 域	0 か所				

潮見圏域は、新しくできる認定こども園を子育て支援の拠点と位置づける



(5) 幼稚園における一時預かり事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、平成25年度より市立幼稚園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

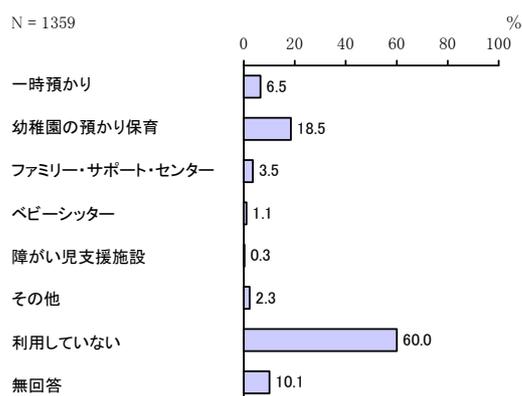
(年間延べ人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年延べ利用者数 (市立幼稚園)	—	—	5,491人	8,050人	20,913人
実施箇所数	—	—	3か所	3か所	9か所

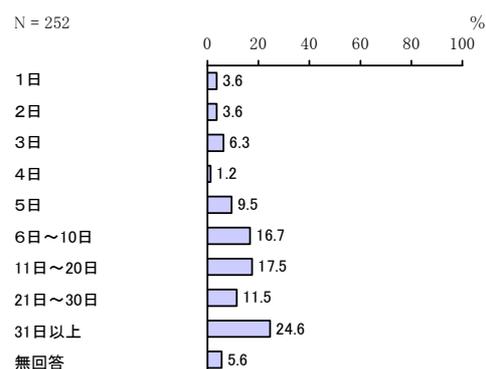
【アンケート調査からみられる現状】

就学前児童調査では、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が60.0%と最も高く、その他のニーズも低い結果となっていますが、その中でも「幼稚園の預かり保育」が18.5%となっており、実際にも一定の利用があります。

不定期に利用している事業（就学前児童）
(複数回答)



幼稚園の預かり保育の利用している年間日数（就学前児童）
(単数回答)



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

現在、市立幼稚園においては全園で、預かり保育を実施しており、ニーズに見合った提供体制は確保されています。なお、私立幼稚園においては現在、私学助成により預かり保育を実施しておりますが、新制度では一時預かり事業で実施します。

幼稚園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、新制度のもと、提供体制を充実していきます。

なお、2号認定による利用者は、認定こども園の整備を推進することで、提供体制の確保に努めます。

【3歳】

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（1号認定による利用）	7,120 人	6,956 人	7,008 人	6,766 人	6,541 人
ニーズ量（2号認定による利用）	5,383 人	5,259 人	5,298 人	5,115 人	4,945 人
提 供 量	12,503 人	12,215 人	12,306 人	11,881 人	11,486 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【4・5歳】

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（1号認定による利用）	26,025 人	25,545 人	24,540 人	24,360 人	23,940 人
ニーズ量（2号認定による利用）	20,462 人	20,085 人	19,294 人	19,153 人	18,823 人
提 供 量	46,487 人	45,630 人	43,834 人	43,513 人	42,763 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を実施しています。

その他、子どもの一時的な預かりの受け皿として、ファミリー・サポート・センター事業が担っています。

なお、ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動です。

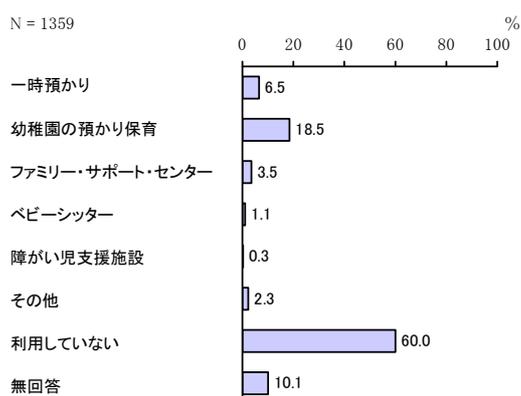
(年間延べ人数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所等の一時預かり	6,591 人	7,661 人	7,711 人	6,359 人	5,277 人
ファミリー・サポート・センター	3,303 人	3,333 人	3,796 人	4,120 人	4,452 人

【アンケート調査からみられる現状】

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が 60.0%あり、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を含め、その他のニーズも低い結果となっていますが、潜在的なニーズがうかがえます。

不定期に利用している事業（就学前児童）（複数回答）



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

現行の保育所だけでなく、地域型保育事業を活用した一時預かり事業を検討し、様々な事業を周知していくことで提供体制の確保に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターの利用者が増加していることから、今後も継続して講習会を実施し、提供会員を増やしていきます。

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	27,621 人	27,087 人	26,285 人	25,651 人	24,944 人
提 供 量	27,621 人	27,087 人	26,285 人	25,651 人	24,944 人
保育所等の一 時 預 か り	11,647 人	11,422 人	11,084 人	10,816 人	10,518 人
ファミリー・サポ ート・センター	15,974 人	15,665 人	15,201 人	14,835 人	14,426 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 病児保育事業

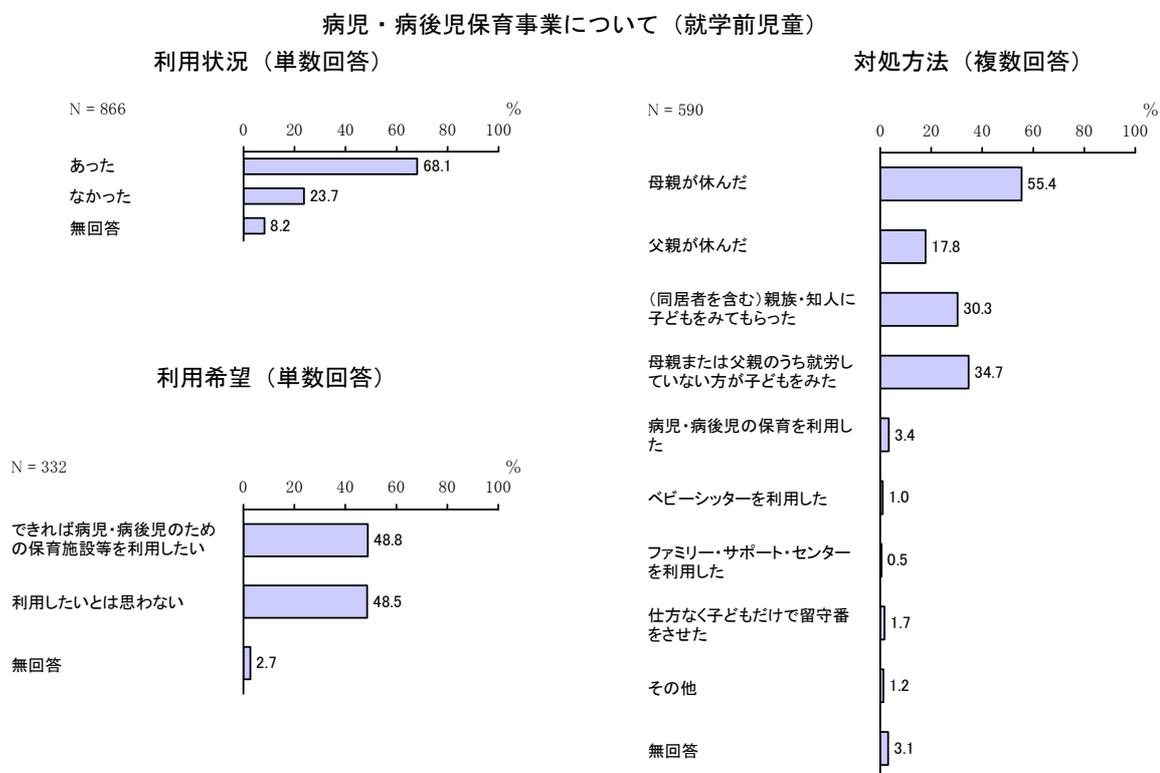
病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの一つとして、平成22年4月から芦屋病院内において実施しています。また、病児保育も平成25年7月から実施しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	—	12人	44人	22人	146人
実施箇所数	—	1か所	1か所	1か所	1か所

【アンケート調査からみられる現状】

この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるかについては、「あった」が68.1%となっています。その対処方法として、病児・病後児の保育を利用した人は3.4%とごくわずかで、「母親が休んだ」は55.4%と半数以上が回答しています。

一方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った方は48.8%となっており、ニーズがあることがわかります。



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【今後の方向性】

現在芦屋病院の病児・病後児保育ルームが稼働しており、ニーズ量に合う提供体制は確保されていますが、利便性を考慮して今後5年間の計画の中で受け入れ箇所を増やし、提供体制の確保に努めます。

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (就 学 前)	107 人	105 人	101 人	99 人	96 人
ニ ー ズ 量 (小 学 生)	81 人	82 人	81 人	81 人	81 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 か 所	1 か 所	1 か 所	1 か 所	2 か 所
提 供 量	188 人	187 人	182 人	180 人	177 人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8) 子育て援助活動支援事業（小学生のみ）

ファミリー・サポート・センター事業では、小学生の放課後における一時的な預かりの受け皿としての役割も担っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者	1,395 人	1,142 人	598 人	348 人	344 人

【アンケート調査からみられる現状】

就学前児童調査では、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）ともに、ファミリー・サポート・センターは「5日」が2件となっていることから、利用希望者はわずかではあるものの、日常的な利用希望があることがうかがえます。

小学生児童調査でも、低学年（1～3年生）は「1日」が2件、「2日」、「3日」が1件、高学年（4～6年生）は「1日」が1件と、ともに利用希望が低い状況となっています。

【今後の方向性】

潜在的なニーズは高くなっていますが、多様な選択肢の提供により放課後の居場所としてのニーズに見合う提供体制の確保に努めます。

今後も継続して講習会を実施し、提供会員を増やしていきます。

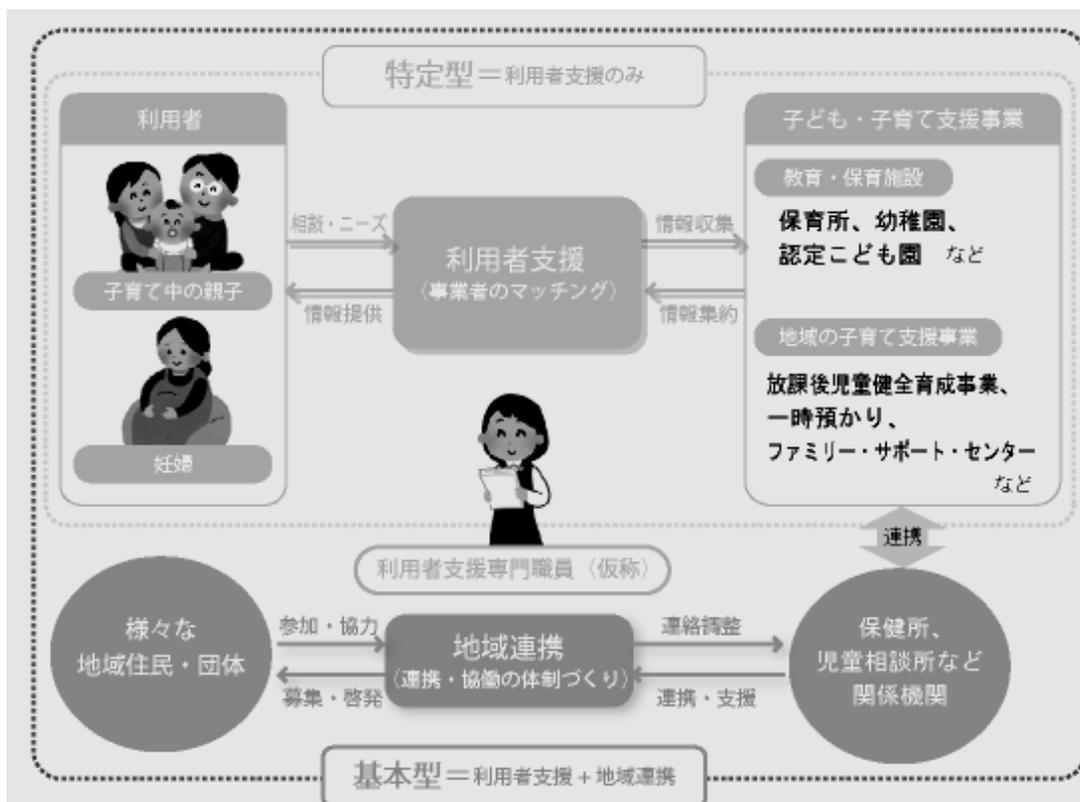
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	15,706 人	15,839 人	15,831 人	15,811 人	15,649 人
提 供 量	15,706 人	15,839 人	15,831 人	15,811 人	15,649 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(9) 利用者支援事業（新規事業）

多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な場所での情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し，それに基づいて情報の集約・提供，相談等の利用支援を行うことにより，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整，連携，協働の体制づくり等を行います。
- ③本事業の実施に当たり，リーフレットその他の広告媒体を活用し，積極的な広報・啓発活動を実施し，広くサービス利用者に周知を図ります。



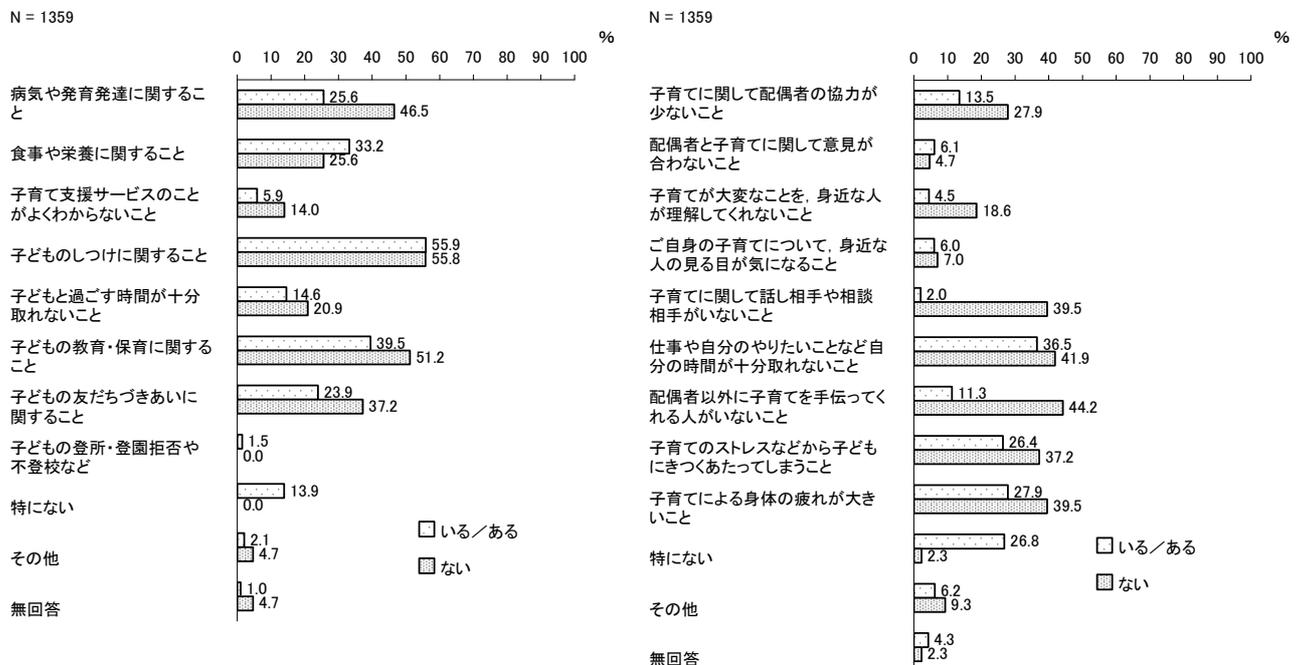
【アンケート調査からみられる現状】

子育てに関して、不安や負担等を感じるかについて、子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別でみると、相談できる人・場所がない人で、子どもに関することでは「病気や発育発達に関すること」「子どもの教育・保育に関すること」等、ご自身に関することでは「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」等が相談できる人・場所がある人に比べそうでない人の方が高くなっています。

このことから、子育てについて気軽に相談できる人がいない人は、子どもや自分自身のことについても、不安を感じていることが多くなっていることがわかります。

子どもに関することで不安や負担等（就学前児童）
（複数回答）

ご自身に関することで不安や負担等（就学前児童）
（複数回答）



資料：子育て支援に関するアンケート調査

【子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別（就学前児童）】

ア 子どもに関することで不安や負担等

単位：％

区分	有効回答数（件）	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子育て支援サービスのことがよくわからないこと	子どものしつけに関すること	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育・保育に関すること	子どもの友だちづきあいに関すること	子どもの登所・登園拒否や不登校など	特になし	その他	無回答
いる／ある	1,314	25.6	33.2	5.9	55.9	14.6	39.5	23.9	1.5	13.9	2.1	1.0
ない	43	46.5	25.6	14.0	55.8	20.9	51.2	37.2	—	—	4.7	4.7

イ ご自身に関することで不安や負担等

単位：％

区分	有効回答数（件）	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを、身近な人が理解してくれないこと	ご自身の子育てについて、身近な人の見る目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	取れないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	こと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	特になし	その他	無回答
いる／ある	1,314	13.5	6.1	4.5	6.0	2.0	36.5	11.3	26.4	27.9	26.8	6.2	4.3		
ない	43	27.9	4.7	18.6	7.0	39.5	41.9	44.2	37.2	39.5	2.3	9.3	2.3		

【今後の方向性】

新制度開始時は市役所に支援にあたる専門相談員を配置し、事業を実施します。現在市で行っている保育所の入所相談だけではなく、様々な事業、地域の子育て資源を紹介できる体制とします。

相談員の配置場所や相談内容については、今後5年間の計画の中で検討し充実を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所				

(10) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、市内在住の母子手帳の交付を受けた方を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用を1回の健診につき5,000円を限度に14回分まで助成を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交 付 者 数	940人	865人	873人	834人	874人

【アンケート調査からみられる現状】

アンケート調査は実施していませんが、1回の健診費用が5,000円の助成額を上回ることもあるため、助成額の拡充が求められます。

【今後の方向性】

母子共に安全安心な出産を目的とし、妊婦の健康管理を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	796人	770人	741人	720人	695人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	検査項目：(1) 定期検査(子宮底長, 腹囲, 血圧, 浮腫, 尿検査, 体重) (2) 妊娠初期検査 (3) 超音波検査 (4) 血液検査(血算, 血糖等) (5) B型溶血性レンサ球菌検査 (6) ヒト白血病ウイルス-1型抗体検査 (7) その他主治医が必要と認めた検査, NST(ノンストレステスト)				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	643 件	812 件	741 件	731 件	736 件

【アンケート調査からみられる現状】

自由意見では、「出産後すぐに家庭訪問していただいた保健師さんや、民生委員の方と顔馴染みになれる事が、とてもありがたかったです。」という評価を得ている一方で、「赤ちゃんのときに来てくれた保健師さんの家庭訪問が3歳くらいのときにもあればと思う。」や「3歳健診までは保健センターに相談しやすかったです、その後どこに相談すればよいかかわからず、不安な事が多かったです。」という意見があることから、保護者に対する相談窓口の周知や機能強化が求められます。

【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努め、養育支援訪問事業や養保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	759 件	734 件	706 件	686 件	662 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	保健センターにて実施				

(12) 養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業で判明した支援の必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業を実施し、保健師やヘルパーが訪問します。その事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
世 帯 数	2 世帯	3 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯
訪 問 回 数	3 回	15 回	1 回	15 回	7 回

【今後の方向性】

相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

育児、家事援助については引き続き把握された課題について関係機関の連携を強化していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	子育て支援センター（家庭児童相談室）にて実施				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。